

議 事 日 程 (第 5 号)

令和4年3月14日(月曜日) 午前10時 開議(予算審査特別委員会)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

- 議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算
- 議第13号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
- 議第14号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
- 議第15号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
- 議第16号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計予算
- 議第17号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 令和4年度遊佐町水道事業会計予算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	池田与四也君
総務課長	中川三彦君	企画課長	佐藤光弥君
産業課長兼 農委事務局長	渡会和裕君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	池田久君	町民課長	後藤夕貴君
会計管理者	舘内ひろみ君	教育長	那須栄一君
教育委員会	菅原三恵子君	農業委員会会長	佐藤充君
教育課長			
選挙管理委員会 委員長	石垣ヒロ子君	代表監査委員	本間康弘君

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林エリ 主任 瀧口めぐみ

☆

予算審査特別委員会

委員長（那須正幸君） おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（那須正幸君） 去る3月8日の本会議において予算審査特別委員会委員長に指名されました。よろしくご協力をお願いをいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算、議第13号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第14号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第15号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第16号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第17号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第18号 令和4年度遊佐町水道事業会計予算、以上7件であります。

お諮りいたします。ただいまの7議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（那須正幸君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては簡明にご協力をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、予算の審査に入ります。

1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） おはようございます。今日あたり雨でありまして、体感的にも大分暖かくなつたなというふうに感じております。本当に数日前までは外に出るのも危険なほどの天気だったということを見ると、本当に一気に春めいてきたのかなというふうに思っているところです。

それでは、私のほうから質疑させていただきますが、全体的な今年度は、令和4年度の予算ですけれども、大きな事業が新庁舎と小学校の建築、そちらの大きな事業が終わったということで金額的には令和3年度よりぎゅっと縮まったなという印象を受けておりますが、増えているところはしっかりと増額になっております。先日の文教産建でもそこら辺のところ所管のところ質疑させていただきましたので、そういったところで所管外の部分についても質疑をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、一般会計ですけれども、32ページです。目8の企画費で、企画費全体で令和3年度と比較すると1億5,600万円ほど増えております。これについては、恐らくパーキングエリアの部分が大きいのかなというふうに思っております。節12の委託料で1億3,241万9,000円上がっておりますが、まずは測量調査等委託料等ということで説明のほうには書いておりますが、まずはその説明お願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 企画費ということでございますけれども、ここの部分についてはふるさと納税分も含まれておりまして、一部産業課所管の分もあるということで、まずは前提、そういったこともございますので、ご了承いただきたいと思います。委託料1億3,200万円ほどの金額ですけれども、そのうち企画課の分につきましては1億822万6,000円になります。ここの備考に書いてあります測量調査等委託料ということですが、いろんな中身が含まれてございます。今委員おっしゃったPAT事業に関しましては、測量調査等委託料ということで9,100万円ほど計上しております。中身といたしましては、道の駅事業者の選定支援業務、選定のための支援していただく業務、それからその業者が決まった後に建物の基本設計にすぐ入りたいと思っております。スケジュール上なるべく早くということで、その建物の基本設計の金額、それから駐車場、外構の基本設計、それから上下水道の設計等々で9,100万円ほど計上しております。そのほかのこの委託料の中身につきましては、水循環関係で水の調査、事業調査ということで284万6,000円、それから施設管理委託料、各地区まちづくりセンターの管理委託で338万円、それから移住相談総合案内一元化委託料ということで、いなか暮らし遊佐応援団のほうに委託しておりますけれども、これが558万7,000円、それから個人情報保護法の改正に伴う条例改正の委託料とそれに伴うシステム改修の委託料ということで330万円ほどになっております。そのほか細かいところいろいろございました合計で1億822万6,000円ということになっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） P A T 関係で9,100万円というご説明でありました。そのほかについては、細々したものがありますよということではありますが、ここをちょっと確認させていただきたいのですが、新年度、令和4年度に向けての細々した部分で、何か令和4年度でこれは新しく取り組むみたいなところは特にございませんでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 先ほどお話しした中では、個人情報保護法の改正に伴う町の条例の整備関係とシステムの改修、これについては昨年ありませんでしたので、令和4年度新規ということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 分かりました。

それで、先日一般質問もしたところなのですが、道の駅事業者選定という項目について1,000万円というお話で、時期的にその事業者の選定をしてから建物の設計委託にも入っていくという順番になると思うのですが、来年度についての、令和4年度についての時期的なところ、もし分かればちょっと説明していただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） スケジュール的なことでございますけれども、事業者選定の支援業務を受けまして、どういった内容で募集するかといったあたり、ちょっと前例がないものですから、コンサルさんといろいろ調整、中身の検討を行う時間が大分かかるかと思えます。年内には、年内というか、9月、10月ぐらいには募集のプロポーザルなりをかけて、年明けぐらいに業者のほう決まればいいかなと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 年度内で基本設計までということでもしあれば、時間的にもタイトかなというイメージがちょっとあるので、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思っているところです。よろしく願いいたします。

その次ですけれども、節の10です。公有財産購入費1億2,000万円、これについてのご説明をお願いしたいと思えます。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） ちょっと委託料のところでは付け足しをさせていただきたいと思えます。支援業務、年度内ということで予定はしておりますけれども、建物の基本設計につきましてはそれ以降の発注ということになりますので、基本的には繰越しになるのかなと思っております。年度内で基本設計まで完成ということはないかなにかと思っておりますので、その部分については再来年度に繰越しになるかと思えます。

それから、今お尋ねの公有財産購入費ですけれども、今定例会で取付け道路部分については用地取得の議決をお願いをしているわけですけれども、この部分についてはP A T本体の中身というか、道路の内側

の部分の土地の購入費用ということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） ちょっと単純な確認なのですが、この1億2,000万円、P A Tの敷地全額という認識でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） P A T部分、道の駅部分約3万4,000平米ちょっとございますけれども、その部分全部の金額ということで予定しております。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 了解しました。1億2,000万円、P A T用地取得費ということであります。

続きまして、節18です。負担金補助及び交付金のところで昨年度と比較をすると4,000万円ちょっとここ増えておりまして、細かいのですが、次のページの一番上ですけれども、きらきら遊佐マイタウン事業補助金、これが例年ですと200万円の当初予算なのですが、500万円というふうになっております。これもいつぞやちょっと説明を受けたと思うのですが、再度500万円にしたその経緯につきましてご説明お願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） このきらきら遊佐マイタウン事業補助金500万円ですけれども、今年度、令和3年度につきましては200万円の予算でございました。中身につきましては、今年分はほぼ各地区集落の公民館の改修というところでの支出になっております。本来の、本来というか、その中身でソフト事業的な部分もあるわけでございますけれども、今年度非常に集落公民館のハードの部分の予算が多くなったということで、ソフトとハード部分と切り分けをして予算を要求させていただいたということになります。特に来年度につきましては、今年度の予算が決まっていたこともあって、来年度に先送りできる集落については来年度に回っていただいたという事情もございますので、その部分で大きくというか、その分も踏まえて令和4年度については予算要求をしております。500万円の中身ですけれども、ソフト事業ということでは100万円、それから集落公民館の改修、下水道の接続等のハード部分については400万円ということで積算をしております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） これについては来年度、令和4年度に先送りをしたところもあるというお話でありました。令和5年度以降についてもそういった形で200万円より増額していく、そういうことになるのかどうか、ちょっとそこら辺も確認させてください。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今年分につきましては、集落公民館の改修の要望が令和2年度の秋に台風とかの影響で壊れたというところが多くあったということで、令和5年度分については一定落ち着くのかなということで若干ハード部分についても下げる予定にはしております。ただ、この冬の大雪の状況もございますので、その辺は状況に応じて対応したいと思います。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 状況に応じて対応していくというお話でございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次のページです。35ページ、同じ目なのですが、上から2つ目と3つ目です。賃貸住宅新築支援に2,200万円、賃貸住宅地盤改良工事に1,430万円ということで大きな金額なのですが、これについて恐らく舞鶴地区に関する部分だろうとは思ひのですが、ちょっとご説明をお願ひしたいと思ひます。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 賃貸住宅新築支援金、こちらは1棟当たり200万円を賃貸住宅を建てた場合に補助するという内容になります。それから、賃貸住宅地盤改良工事支援金につきましては、1棟当たり130万円までの上限で地盤改良に対する補助ということになります。その金額の中身でございますけれども、令和3年度、今年度秋に募集をして事業者さんが決定はしているわけですが、その着工が1事業者さんについては今年の4月以降に着工ということになるということで連絡をいただいております。それが割と早い、予算要求の段階で分かっておりましたので、来年度新たに貸付けの事業を行う部分、8棟分予定しておりますけれども、その8棟分と今年度分の事業者が決まった残りの3棟分が来年度予算で対応ということで、補正予算でその部分、今年度の分減額させていただいておりますけれども、新年度に先送りで事業を行うということになっております。3棟と8棟で合計11棟ですので、200万円分で2,200万円、それから地盤改良分につきましては、130万円掛ける11棟分ということで1,430万円ということで計上になっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） これについても昨年度分の減額した分も入っていますよということでありますので、しっかり令和3年度分の、天候なんかもあったのでしょうか、令和4年度にちょっと先送りになった部分もあるということでありますので、若者住宅ということでございます。しっかり今後も周知等をしながら取り組んでいただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次はその下になります。一番下です。遊佐高校魅力化地域連携支援事業負担金で1,862万4,000円、これについては教育課、そちらのほうからも、魅力化ではないのですが、遊佐高支援ということで所管での説明を受けたわけでありまして、魅力化減額になっておりまして、当然10款のほうも減額になっておりまして、その分どこに行ったのかといえば魅力化に移ったという話でございまして。主にどういう中身なのかと、ざっくり言うと県内部分が教育課で県外からの部分が魅力化のほうに行ったと、ざっくりですけれども、そういう説明でございました。いわゆる遊佐高校魅力化ということで令和4年度から取組として増えた部分というのはあるのでしょうか。魅力化ということで新たに増えたところがあるのか、それに伴うそういった予算措置というものがあつたのかどうかということをちょっと確認させていただきたいと思ひます。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） この魅力化につきましては、予算といたしましては地域留学生の住宅の分、それから食事の対応等々の部分になるわけですが、この部分については以前遊佐高支援の会でやって

いただいたわけですが、この年末に遊佐高校魅力化協議会を立ち上げまして、その魅力化についての事業というのを遊佐高支援というか、留学生部分というだけではなくて、地域を挙げて遊佐高校の魅力化に取り組もうということになっております。その魅力化というのは、地域づくりとか地域の活動を通して、そこに参加していただいた高校生に地域のことを見直していただいて、Uターン、Iターン、こちらに帰ってきたい、卒業して一度遊佐を出てからであっても遊佐に戻りたいといったような魅力的なプログラム、カリキュラム等々の検討を行うということで、トータルでその施策というか、中身について検討するということが企画課のほうで対応するということになっております。具体的などころをお話ししますと、例えばですけども、遊佐高校の授業でジオパークについての学習を取り入れてもらったりとか、従前からやっているわけですけども、デュアル実践等で地域の企業とのつながりを大切にしていったりとかということによってその地域についてもっと理解して、いいところだということを知っていただくことで将来的に遊佐に戻ってきてもらう。あるいは、留学生部分については県外等から集まってきていただいて、それが将来的に移住等につながればいいのかということ、その部分だけについてはこの魅力化のほうで予算化をして対応するということが企画課のほうでの予算化になっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 遊佐高校を存続させるというか、していくためにはこれはしっかり取り組んでいかなければならないことだということだと思います。ジオパークの高校生の取組ということでいけば、令和元年に高知に行きましたけれども、そこでもしっかり地元の高校生がそういったことに取り組んで、地域の人たちとの結びつき等も深めていったというような事例もございます。そういった形で何とか結果を残しながら発信していただきたいというふうに思いますので、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、ちょっと次飛びまして、59ページです。目3の観光費です。観光費についても全体的に令和3年度と比較をして1,800万円ほど増えているということで、節12の委託料で約1,700万円ほど増えています。金額が1億2,484万7,000円ということで、鳥海ふれあいの里指定管理委託料等ということで1,700万円、特に増えている部分についての説明があればなおよろしいのかなというふうに思いますので、確認方お聞きしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） この委託料の説明欄のところには鳥海ふれあいの里指定管理委託料ということで書いてあるわけですけども、指定管理委託料につきましてはしらいとか、それからふれあいの里につきましても令和3年度から3年間の指定管理決まっておりますので、金額が3,530万円ということで、この部分については当初の金額と同じということになっておりますので、そこでは増えている要因になってはございません。いろいろ委託料あるわけですけども、大きく増えているところということでは遊樂里の長寿命化計画策定の委託料ということで1,000万円、ここについては近年、経年という理由もございましてけれども、いろいろなところの修繕等が必要になってきております。壊れてから対応ということで今は行っているわけですけども、その辺一定しっかり調べて計画的に修繕していけるようにということで、長寿命化の計画策定業務ということで予定をしております。そのほかにですけども、観光誘客対策委託料と

ということで250万円、こちらは「クレードル」という無料の雑誌ございますけれども、そちらで別冊の観光紹介の冊子を作成する金額、委託料になっております。こちらは来年度、少年議会20期という節目、記念もございますので、その少年議会の皆さんからも遊佐町の観光を紹介していただくような内容、またその20期というあたりも紹介しながら作成できればなということで予定をしております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 遊樂里と「クレードル」という話でありました。遊樂里についてもう少しちょっとお聞きしたいのですが、長寿命化計画ということでございますが、具体的にどういうところなのかということ再度説明いただければというふうに思いますが。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 遊樂里のいろいろな設備等あるわけですけれども、配管であったり、電気の関係の設備であったり、あるいは壁等々の躯体全体的なところであったりとか、そういったところを調べまして、改修等必要な部分についてピックアップして、それら緊急に対応が必要な部分、あるいは一定の期間で直したほうがいい部分等々計画をつくっていただきまして、それに合わせた歳出を検討していくということになるかと思っておりますので、細かくどこどこということではありませんけれども、全体調べていただいて、改修、長寿命化の計画を作成していきたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 下世話な話になるのかもしれませんが、ここはちょっと直さなければいけないよねみたいな話が出ていたのかなというふうにちょっと思ったものですから、ちょっとお聞きをさせていただきました。具体的には調査を、計画を立ててからということでございます。了解しました。

それでは、続きまして健康福祉課のほうに行きたいと思っておりますが、一般会計の44ページになります。目3児童福祉施設費で令和3年度と比較をすると2,000万円ほど予算が増えておりまして、どこかなということで見ますと、節18負担金補助及び交付金で令和3年度より2,100万円ほど増えておりました。令和3年度の予算書と比較をしたら7つほどメニューが増えておりました。遊佐町保育所等整備事業費補助金、遊佐町保育所等、これは（認定こども園整備）、届出保育施設等利用費補助金、放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金、以下書いてあるのですが、こちらのほうの説明ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） それでは、負担金補助及び交付金の中で今年度新しく増えた部分ということで7つについて説明させていただきます。最初に、真ん中頃の遊佐町保育所等整備事業費補助金ですけれども、内容としましてはこれについては杉の子幼稚園のトイレ改修の工事に対する補助金になります。国が2分の1、町が4分の1、事業者4分の1ということで町からは事業費の4分の3を支出することになります。総事業費が大体1,480万円くらいでありまして、これについては杉の子幼稚園は保育部分と教育部分ということで3歳以上になりますと分かれるものですから、補助金の関係で次の段の遊佐町保育所等整備事業費補助金（認定こども園）となっていますけれども、そちらのほうは教育部分で、今の部分につきましては保育部分というの、2つに分かれているところであります。総事業費の大体保育部分につき



ましては1,160万円ほどで、そのうちの4分の3ということで870万7,000円となっております。下のほうの教育部分につきましては、事業費としまして320万円ほどで、その4分の3ということで241万9,000円というふうになっているところであります。

その2つ下にあります届出保育施設等利用費補助金50万4,000円になりますけれども、これにつきましては山形県、保育料の無償化に向けて段階的負担軽減ということで今年度から始まったわけでございますけれども、その部分と合わせた形での認可外保育施設に入っている子供が該当した場合のこちらからの補助金ということで予算を取っております、1人分ということで50万4,000円を計上させていただいているところであります。

続いて、障がい児保育対策事業費補助金264万円になりますけれども、これにつきましては障がい児を保育する法人のほうへの施設への補助ということになります。特別児童扶養手当該当者につきましては1人10万円、軽度の障がいのある子供につきましては1人3万円ということで見込んでいるところであります。

続いて、その下、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金59万4,000円になりますけれども、これにつきましてはぽっかぽかクラブ、それからあそぶ塾の放課後児童クラブの賃金改善ということでの補助金になりまして、国の単価に4名分ということで、ぽっかぽかクラブ4名、あそぶ塾5名ということで考えておりまして、単価にその人数を掛けた金額となります。4月から9月分の6か月分ということになりますが、この金額が59万4,000円で、10月以降になりますと国からは子ども・子育て支援交付金に含まれて入ってくるということになりますので、引き続きこの金額はクラブのほうには行くこととなります。

続いて、その下のほう、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、これは杉の子幼稚園とはぐの家の職員の賃金、環境改善のための金額になります。250万円ですけれども、それぞれの年齢の単価に児童数を掛けて出した金額になります。これも4月から9月分ということになっております。10月からは、子どものための教育・保育給付交付金のほうに含まれて国から来ますので、その分を含んだ形でそれぞれの幼稚園、はぐの家のほうにこちらから補助金として支出する予定であります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 説明ありましたが、特にですけれども、保育士関係の処遇改善というところ、国のほうで単価が少し変わったというお話がありました。これは恐らくですけれども、これからも少し右肩上がりになっていくのかなという印象がございますので、こころもちょっと注意をして見ていきたいというふうに思います。分かりました。がっとメニューの数が増えていたものですから、ちょっとお聞きをいたしました。

次が予算書46ページになります。目1の保健衛生総務費が令和3年度と比較をすると1,100万円ほどの増ということになっておりまして、節18のこれも負担金補助及び交付金の部分なのですが、ここが額で1,200万円ほど令和3年度より増えておりました。ちょっと気になったところがその上の備品購入費で130万7,000円ということで、令和3年度にはその備品購入費の部分なかったものですから、ちょっと気になりますので、ちょっとそこから説明をお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 備品購入費130万7,000円についてですけれども、これにつきましては3歳

児健診のときに使用する屈折検査機器を購入する費用であります。この機器というものにつきましては、弱視、乱視の早期発見、早期治療ということを目的に購入しまして、目でのぞくとどういものか結果がすぐ出るといものであります。購入する機器としましては、スポットビジョンスクリーナーが125万4,000円、それからプリンターということで5万2,250円のセットということで合わせて130万7,000円の機器ということになります。なお、財源としましては国が2分の1となっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。

ということで、下の負担金補助及び交付金のほうに行きますけれども、その部分の下のほう、重粒子線がん治療患者支援事業費助成金ということで125万6,000円、重粒子線治療費利子補給金37万7,000円ということで載っております。これも度々補正で上がってくると思うのですが、これはやはり山形大学のがん治療と関係があつてのことなのか、ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 委員おっしゃるとおりに山形大学医学部附属病院の東日本重粒子センターで行っております重粒子線によるがん治療を受けた方への費用の補助ということになりまして、県が2分の1、町が2分の1というふうに補助するものであります。12月に1回補正はさせていただいたところでありましたけれども、今年度につきましてはまだその利用者はなく、今最近の新聞等の報道によりますと、やっと3月から動き出したということで載っていたところでありました。その治療につきましては、保険が利かないために高額であるため、町で補助するものであります。

以上になります。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） コロナの影響ということだと思うのですが、ようやくその治療が始まったということでもあります。かなり前から重粒子治療ということでは話題には上がっておったのですが、ようやく稼働したということでもありますので、多くの方利用されて、治療に役立てていただければなというふうに思います。

次はその下でございます。遊佐町地域医療施設整備補助金ということで1,150万円載っております。ここが一番大きいのかなと思うのですが、ここをちょっとご説明お願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） これにつきましては、2月の全員協議会のほうでも説明をさせていただいたところでもありますけれども、地域医療の安定化を図るという目的で、町内の医療機関の施設整備に伴う借入金の元金、利子、それからリース料の75%について10年間町で補助するものであります。令和4年度につきましては、遊佐病院のエアコン交換工事を予定しております。

以上になります。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） この制度については、今後もそういったことがあればということで、ずっと続いていくという認識でよろしいでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 委員おっしゃるとおりに今後とも町内の医療機関でそういった借入れをして施設整備をしていくというところがあれば、続けて町のほうで補助していくというものであります。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 了解しました。何かあればということで町で負担すると、補助するというところでございます。

続きまして、予算書47ページ、予防費でございます。目2の予防費、これも令和3年度と比較をすると2,100万円ほど増えておりまして、恐らくこれコロナの関係かなというふうに思うのですが、節の12と13です。委託料と使用料及び賃借料ということで、各種検診業務委託料等ということでこの部分で1,000万円ほど令和3年度と比べると増えております。ここの部分なのかなというふうに思いますので、節12、13併せた形でも構いませんので、ちょっとコロナ関係についてあれば説明お願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 委託料の増になっている部分につきましては、1つは定期予防接種委託料が1つと、コロナワクチンの関係があります。定期予防接種の委託料につきましては、来年度から子宮頸がんワクチンが積極的勧奨になるということにありまして、その分で約300万円ほど増となっているところです。それからあと、新型コロナワクチン接種の第3回目接種ということで、その費用として増となっているのですけれども、3年度と比べては内容がちょっと変わっている部分もありますけれども、今回新しく出てきたところであれば、例えば高齢者の送迎代とか、あるいはコールセンターの金額増額になったとかという部分で約600万円ほど増となっております、そのほかのあとは細かいところ、委託料が増えておりまして、合わせて1,000万円ほどの増となっているところであります。

それから、使用料及び賃借料の関係ですけれども、この増えた部分につきましてもワクチン接種の関係になります。ワクチン接種会場の借上料として284万2,000円、それから予約サービスのシステムを借り上げているということで132万円、あとは細かいところでは携帯電話を借り上げたということで3万4,000円、その分増額となっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 現在も3回目のコロナワクチンの接種が行われておりますが、これについて4年度分ということでありますので、4月以降という認識でいるところなのですけれども、取りあえず今出ているのは3回目までは確実にやるということで出ておりますけれども、仮にというか、4回目、5回目となっていった場合もなきにしもあらずなのかなというふうに思いますが、そこら辺の対応についてはその都度補正をかけていくような形になるのかなという、もしそこら辺所見あればお聞きしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 今後につきましては、仮にとしか答えられないのですけれども、今現在はまず3回目ということで打っているわけですけれども、もし仮に4回目というふうになって、それもまた集団接種というふうな形になれば、当然同じように補正を組んで対応していきたいと考えております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 仮にということで、大変恐縮でございますが、お答えをいただきました。それしかないのかなというふうに思います。

それでは、ちょっと予算書戻りますけれども、35ページになります。35ページの中ほどです。節24の積立金の部分でちょっとお聞きをしたいと思うのですが、令和3年度にはパーキングエリアタウン基金積立金ということで1億円積んでおりました。当初予算ということも当然であろうかというふうには思うのですが、今回の予算にはなかったということでございます。そこについての説明をお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

令和3年度の当初予算におきましては、委員おっしゃったとおり当初予算にて一定の積立ての予算ということで取ったわけでございますが、令和4年度当初予算におきましては、このようなことで利子の分のみ2万3,000円ということで計上したところでございます。令和3年度の年度中において、一定程度パーキングエリアタウンの基金については積立てを図ったという、また図ったというよりも、これ以降についても一定の積立てを図るということでありまして、当初予算についてはそういうことで計上はしませんでしたけれども、令和4年度の財政状況なんかも考えながら、また追加の補正予算にて積立てを図っていくということもあり得るということでございます。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 最終的にといいますか、パーキングエリアについては最終的にこのぐらいのボリュームでの基金というのが恐らくあるのかなというふうに思っているのですが、町長答弁にもしっかりそこは準備をしていくということでもあります。年度途中しっかりこの辺についてもやっていかないと、後々厳しくなるのかなというふうにも思いますので、何とか頑張っていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次がちょっとまた戻りまして、予算書の28ページです。歳入になるのですが、町債の教育債の部分で小学校債が1億5,750万円、保健体育債が7,470万円ということで載っております。社会体育施設整備についてはちょっと厳しいのかなとは思いつつ、義務教育施設整備基金には2億7,100万円ほどまだ基金が残っている状況であります。やはりこれは事業債に、町債に、財政的にの話になりますが、そちらのほうが有利だという判断での町債なのかということ再度、前回もちょっとお聞きしたような気がするのですが、再度お聞きをしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この義務教育基金につきましては、今現在残高として相当の残高があるというご指摘でございました。それにもかかわらず当初予算において教育債、小学校の改築事業債と、あとそれから教育振興事業債という2つの金額がありますけれども、こちらについて地方債を財源とする必要があるのかということでございました。前回委員とのお話の中でも申し上げましたとおり、やはり地方債でその財源調達をするということにつきましては、1つはやはり借りる地方債によっては交付税措置が期待できるということが1つあ

ろうかと思います。あともう一つは、やはりこういった長年にわたって使う償却的な資産の取得ということになりますと、単年度で基金でもってその財源を調達するというよりは、やはり5年後、10年後の町民の皆様からもそれなり負担をしていただくという意味合いで地方債の活用というのが一番合っているのかなということもありますので、そういった面で地方債ということで財源調達をさせていただくということでございます。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 本当にこれを言うと同じやり取りになってしまうのですが、やはり借金が増えるということは、イメージの話になってしまうのですが、どうなのかなというふうはどうしてもやっぱり思ってしまうところがあります。ただ、交付税措置ということで財政的にはそちらのほうが有利だということも理解はしているつもりなのですが、再度確認をさせていただいたということでもあります。

以上で私の質疑を終わります。

委員長（那須正幸君） これで1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ページ数を追っていきたいと思います。あちらこちら移動すると思いますが、よろしくご答弁をお願いいたします。

最初に、歳入の14ページ、たばこ税についてお尋ねをいたします。本年度の予算が4,900万円となっております。前年に比べるとマイナス100万円。以前私も貢献した時期ございましたが、私が購入していた当時は私の居宅の近くに2軒たばこ屋さんございました。今現在は、どちらのたばこ屋さんも残念ながらどなたも住んでいらっやらない状態でございます。それで、当時私は勤務地は酒田でしたが、町内においてたばこを購入すると町内の収入になる。ぜひ町内で買い求めくださいということで買っておりました。しかし、先ほど申しましたとおり、だんだん、だんだんたばこを販売するお店も少なくなっているのではないかと思います。その付近も含めて今後の見通し等どのようにお考えなのか、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） たばこ税につきましてお答えいたします。

今ご説明が、質問ございましたとおり、前年比100万円ということで4,900万円を計上しております。喫煙環境が厳しくなっているということ、それからまた値上がりなどにより電子たばこに移行する方が多くなっている。それから、もちろんそれに伴って喫煙人口の減少につながっているということは、本数を見てちょっと把握できることなのかなと思ひまして、消費本数も減少し続けていることから減額ということをさせていただいております。ですが、令和3年度当初予算に5,000万円を計上しておりますが、さきの補正予算で300万円ほど増額というふうにさせていただいております。これは、納付額が5,300万円になる見込みということで上げさせていただきましたが、令和4年度も予想したほど税収の落ち込みはないのかなというふうには考えております。平成30年から度重なるたばこ税が増税となりまして、喫煙者はほぼ固定されているのかなというふうに感じております。喫煙人口が今現在は据置きになっているのではないかなというふうには想定はしております。そういったことで、今後は大体5,300万円ぐらいを見込み、当初予算としては4,900万円としておりますけれども、そんなに減額になるという見込みはこれからはないのかなと

いうふうに感じております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。当初予算では4,900万円だけれども、大体5,300万円程度の税収が見込まれるというご説明でございました。先ほども申しましたけれども、私の近くでは2軒たばこ屋さんがなくなった。私当時通勤したところに自動販売機が多々ありましたけれども、先ほどお話ししたとおり地元でということで、地元でたばこは買い求めていました。今現在町内のたばこを販売する店舗等の把握はございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） たばこを販売する小売店についてのご質問でございましたが、遊佐町にはたばこ小売組合というのがございます。こちらのほうは令和3年度の現在で個人会員が9名、ですから9小売業者、それから大型店舗が2店、こちらはマックスバリュさんとエルパさんになりますけれども、大型店舗として2店、この小売組合のほうに入っているようです。そのほかに各コンビニなどでも販売しておりますので、この組合には入っておりませんが、各コンビニ店がございますので、3店ございますので、大体14店舗ぐらいが当町にはあると思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 小売店舗が約9店舗で他にコンビニ等で販売をしていると。コンビニ等で販売したたばこについても税収は当町に計上されるという理解でよろしいでしょうか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） コンビニでの販売についても税収のほうは町のほうに、当町のほうに入っています。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 健康志向でなかなかたばこを吸う場所も限られてきているようでありまして。そこら辺を加味して、ぜひ今現在喫煙されている方たちに、頑張ってもらおうと言ったら語弊がありますがけれども、ぜひ町のために、税収アップのために、健康に気をつけながらということを申し上げてこの項は終わりたいと思います。

次に、歳出の30ページの目、一般管理費、節の12委託料1,146万9,000円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

12節委託料1,146万9,000円、施設警備保障委託料等となってございます。この中には項目にしまして十幾つの委託料というのが入ってございます。その中でも一番大きいのが施設警備保障委託料ということでありまして、ちなみに453万7,000円という金額でございます。そのほか施設の清掃の委託料でありますとか、あと職員の健康診断の委託料、いずれも100万円、百数十万円ということでありまして、その他、あと

設計監理の委託料150万円というものも入ってございます。その他、あと数十万円の委託料ということで入っております。

以上であります。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私が小学生、小学6年生のときに、土曜日に学校の先生が、たしか宿直という文言だと思いましたが、宿直があるので、どうだ、一緒に泊まらないか。教育的、いろいろな面で宿泊をして教を請うたということがございました。町の給与明細にも宿直手当という項目がございました。以前は警備業法で警備をするという事業そのものがなかった時代のことはございますが、今現在宿直をして庁舎を警備をするという事象は全然ないという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

警備保障の業者を使つての宿直というものはございません。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私がお尋ねしたのは、職員が夜間宿直をして庁舎の警戒に当たるというような業態は、今現在はもう存在しないということをお尋ねしました。いかがでございますか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

職員が今現在宿直をしているかということであれば、してございません。ただし、災害等で一晩を明かしたということは度々ございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そうしますと、災害等で泊まった、泊まりというか、警戒に当たった場合には宿直手当が支給されるという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

そういう場合は宿直ではございませんので、手当は支給されません。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そうしますと、先ほどから私がお尋ねするこの宿直という手当の部門に関しての勤務状態は、今現在は実施されていないという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 古い手当がそのままずっと続いているということではないのかなという理解をいたしました。それないのであれば、手当からこの宿直手当という項目は削除してもよろしいかなと今思った次第であります。

続きまして、14の工事請負費1,400万円、施設整備工事費、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

施設整備工事費1,400万円であります。この内容でございますが、防災センター非常階段設置工事ということで令和4年度に計画をしているものでございます。あと、それ以外に、そちらのほう以外に防災センターの電気設備の工事でありますとか機械設備の工事、それからそういったものについてもこの中には…失礼しました。防災センターの非常階段の設置工事のみということでありまして、1,400万円でございます。

以上であります。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今何か2,400万円というふう聞こえたのですけれども、1,400万円よろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

発音が悪くて申し訳ございません。1,400万円でございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 大変失礼しました。今現在防災センターにないからつけるということでありましようけれども、建築基準法施行令によりますと、必ずつけなければならないという建物が規定されておりました。今現在ないということは、つけなくてもよかったからつけていなかったという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えいたします。

結果としては、そのように解釈されると思います。ただ、非常階段ということでは非常の脱出に使うための非常口と縄ばしごについては現在ついてございますので、それで使っているということでございます。ただ、そういうものだけということになりますと、非常に階段がないと不安という声もあったものですから、今回このような形で非常階段という形で設置をしたいということでご提案を申し上げた次第であります。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今まではこの縄ばしごで対応していたというご答弁でございます。ちなみに、この縄ばしごを使った避難訓練等は実施されたことがございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えいたします。

令和3年度においては実施はしてございません。また、私の記憶では今までもしたことがないかなというところでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今までなかったこと自体がちょっと不思議に思われるということもあるわけで



ございますが、今造るということは理解できます。では、なぜ当初から設計で非常階段を造らなかったのかと少し不思議に思うのですけれども、そのいきさつについてはご説明できますか。よろしく願います。

委員長（那須正幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 防災センターは、私が就任して間もなく譲り受けて完成した建物でした。実は当初防災センターを造るときは、今解体していますけれども、本庁舎とつなぐのだという計画があったのですけれども、それらが建築基準法か何かの関係で新しいのと古いのはそれはできないのだということで、これまで階段が北側からの1か所しかございませんでした。ちょうど佐々木防災アドバイザーが就任されたときに、かつての遊佐分署から消防が使っていた縄ばしごを、いよいよのときにはやっぱり必要だよねという形で、外に逃げれるような形にしたいねという形でそれを譲り受けて2階に保管していたという記憶がございましたが、ちょうど今庁舎の解体工事が完成したことによって、どこにどうつければいいのかのフリーハンドが非常に広がったというのでしょうか、どっち側にどのような形でつけたほうが、公共の建物で、防災センターというところでやっぱり避難口がないという、片っぽで火災が起きたときに逃げられないという状況をやっぱり放置はできないでしょうという形の中で、やっぱりきちっと直すのは直すべきであろうという考えの下に防災センターの2階から外に出る、いわゆる非常ばしごですか、それら等の設置はやっぱり必要であろうという形で今、大変時間たちました。私も就任してから13年もたったわけです、たつわけですけれども、その中で庁舎も完成した。そんな機会にしっかりと直すものは直そうという形で計上させていただいたということでございます。当時は、防災センターはみんなが避難するところだから、部屋の仕切りも要らないのだよねということで、私もその説明で部屋の仕切りのないままの設計に同意した、議会が同意した思い出がありましたし、それから避難する、いわゆる車椅子の通路が真北に延びておりました。車がぶつかって、あのままでは役場の交通にも大変危険だという形の中で、いわゆるスロープも真北に延びていたものをちょうど東側に建物に沿う形で、そして玄関を、ちょっと車椅子で回れないような当初のつくりでありましたので、広くして、そのようなスロープでしっかりと建物内に入るような改造ですか、できてすぐ改造した思い出ありますので、やっぱりしっかりそれら等時代に合うような形で直させていただくというのは、大きな町の課題を一つ解決のほうに進めたのだというご理解をお願いしたいと思っています。

以上であります。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） その経緯等々については、今ご説明をいただきまして理解をいたしました。

それで、1,400万円というこの金額で、今何も、多分想像でしか言えないのですけれども、壁に穴を空けて出入口をつくって、その出入口から非常階段を接続させて下のほうに降りるという理解をしながら想像するのですけれども、今現在いろいろ資材等々が高騰している折に、1,400万円での非常階段が町の施設として遜色のないような状態で完成できるのか、ちょっとこの金額的に1,400万円という金額、いかがなものかと個人的に思っているのですが、それについてどのようにお考えですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

予算要求の段階で一定程度見積りをいただきます。その見積りに従っての予算計上ということでご理解いただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 大体今までの経緯ですと、工事請負費と別途設計費というような項目がたしか出てきていたような記憶ございますが、この1,400万円の中には設計の項目というものは加算されていないという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

設計は、もちろんその工事請負費の中には含まれてございません。先ほどの答弁の中で、委託料のところで申し上げたとおり、150万円の設計委託料は、これはこの非常階段の工事ですよということは申し上げました。

以上であります。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして31ページの真ん中付近です。派遣職員宿舎等借上げ補助金66万円、これは私昨年もご質問させていただきました。その際のご答弁で、借上げの補助金プラス交通費といいましょうか、山形に帰省する際の金額も考えているというご答弁でございました。6万円プラスになったというのは、旅費ということよろしいでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

これは、環境省のほうに派遣をされている職員の家賃補助ということと併せて帰省する際の旅費の補助という形でありまして、中身につきましては家賃補助については月額5万円の12か月分、60万円でございます。それから帰省時の旅費については1回3万円の2回分ということでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。これは、派遣というふうに記載されております。ということは、今現在環境省のほうで勤務されている職員の方の給料というのは当町で支払っているという理解でよろしいでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

給料につきましては、これは国のほうから支払いをされているということでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そうしますと、完全出向と言ったらおかしいですけども、当然出先機関のほうでお給料及び諸々手当等々あると思っておりますが、この5万円という金額については、当町の手当等とは全く別物の今回の特別な手当という理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

こちらの町のほうで規定しているものとは別のものということでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） よく理解いたしました。当町もコロナウイルスで非常に苦しんでおります。東京はもっと大変なのだろうと思います。ぜひ健康に注意してこの職責を全うしていただきたいと思います。このページについてはこれで終わります、この項につきましては。

続きまして、31ページの目2文書費、節12委託料366万3,000円、電子例規データ作成委託料等、これのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

委託料366万3,000円、電子例規データ作成委託料等とございます。こちらの委託料につきましても3項目ほどございます。紹介をいたしますと、一番額の大きいのが電子例規データ作成委託料176万円でございます。こちらについては文書管理、それから条例の作成システム、条例データの更新という中身になってございます。それから、次に大きいのが例規整備業務委託料であります。124万3,000円でございます。こちらにつきましては法令の内容の審査と、それから補正執務の相談ということ、それから行政手続の支援業務という中身になってございます。もう一つが例規改正委託料であります。66万円でございます。地方公務員の定年制延長に伴う各種例規整備の委託料が主であります。

以上であります。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） なぜこれをお尋ねするかと申し上げれば、今期、第554回に上程されている条例案件等々については1ページから16ページまで記載されてございます。それで、例えば議第26号の直すところが交付単位の改正、1枚につきというところを1件につき、附則として令和4年4月1日から施行する。そんなに難しい手直しではないのではないのかなと、委託しなければならないものなのかという疑問を私は持っております。全てにおいて委託、委託、委託、それは委託すれば職員の負担にはなりませんけれども、町のお金のほう負担は増えてくるのではないかと。簡易なやつを今まで職員自らが訂正をした、もしくは訂正できるシステム、訂正できないシステム、これ2つ、まず訂正できるのか、訂正できないのか、これについてお伺いいたします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

例えばの話で、今委員のほうからおっしゃいました非常に簡単な訂正についてはできないのかというお話でしたが、これは一定程度職員の手で修正をするということもやっております。ただ、例規の整備と申しますと、それこそ今おっしゃったような本当に簡単なものからかなり複雑なものまで様々なものがございまして。そういったことで、本当に簡単なものについては職員の手でやる場合もございましてけれども、それ以外の複雑なものについてはこういった委託を使わせていただいているという状況でございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 以前から私申し上げておりますが、このやつを委託して反映をされる。その内容によって違うというのは予測できますけれども、依頼をしてから結果反映されるまで、日数的にはどれ

ぐらいの日数で反映をされているものでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今手元のほうに資料がございまして、正確な日数は分かりませんが、長いもので半年ぐらいかかる場合もたしかあったと思いますが、もっと早く、通常は3か月ぐらいとか、そういったことで反映をされていると理解しております。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 常々私思っておりますので、ぜひこの専用の職員を配置できないものかと常々思っております。何かこういうときにご検討願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。この件につきましては終わります。

次に、32ページの目、広報広聴費、節12委託料81万円、広報等配送委託料等、この中にふるさとCMの経費も含まれていると思います。これについて少しご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） この委託料、広報等配送委託料とふるさとCMの編集委託料ということで2つ入っております。広報の配送委託料につきましては、シルバー人材センターのほうに、お知らせ号と1日号とございますけれども、あとプラス臨時でお願いする場合もございますので、その分で51万円、それからCM撮影編集委託料ということで30万円が入っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 当町のふるさとCMは、大賞をはじめいろいろな賞を受賞して、非常に広報的に優れているという理解をしております。残念ながら前回は大賞には該当しませんでしたけれども、前も申し上げておりますが、30万円で、果たしてこの30万円が妥当な金額であるのかということに非常に心配をしているところでございます。できればもう少し増額してパワーアップを図っていただきたい。これは希望です。ご答弁は結構でございます。遊佐の心意気だという以前答弁もいただいております。心意気だけでなし得るものと、なかなかそうではないものがあるやもしれないという観点からできれば見直しをお願いをしたいと、私の私見を述べさせてもらって、ここは終わりたいと思います。

次に、同じページの目6財産管理費、節10需用費の燃料費501万1,000円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

燃料費であります。まず、新庁舎の灯油が192万5,000円ということで、昨年の当初予算よりは7万5,000円ほど減額をされておるところでございます。それから、防災センターの灯油については143万円、こちらについては昨年度より13万円ほど多くなっております。次に、公用車8台分のガソリン代でございます。これが115万2,000円、昨年よりは単価で10円上がっておりますので、その分増えていると。それから、バス2台分の軽油50万4,000円、こちらもやはり単価が10円上がっているということで見込んでおるところでございます。合計で501万1,000円という中身でございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今現在は非常にガソリン、灯油、軽油、いろいろなものが高くなってございます。これは一元的な契約、各課で契約ではなくて、総務が一元的に全て契約をしているという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

総務課において庁舎全体の分のそういった油に関しての契約は2か月に1度、見積り合わせにて実施をしているところでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 2か月に1度というご答弁でございました。2か月に1度ということは、かなり細やかな契約になろうかと理解をしますが、これは相対的なもので、入札等にかかる事象でございませうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

入札というよりは、単価契約なものですから、見積り合わせでこれまで実施をしてきているところでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 見積り合わせということで、当町にとっても、販売業者の皆さんにとっても、そごのないような価格設定をお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、このページの一番最後、目8企画費の節8旅費459万4,000円、訴訟代理人等費用弁償等、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 旅費459万4,000円ですけれども、ここの分にも産業課分、ふるさと納税分、若干入っております、企画課の分については405万6,000円となっております。説明のほうに訴訟代理人等費用弁償等とありますけれども、いろいろな企画での旅費が含まれております。この説明事項に訴訟代理人と書いてありますけれども、予算要求の段階でまだ結審しておりませんでしたので、最高裁のいろいろな審議等で予定を、3回ほど東京まで行く旅費ということで積算をしておりました。今結審したわけですので、その分5万5,000円の3回、16万5,000円ほど入っておりますけれども、その分は不用になったということになります。そのほかの旅費ですけれども、職員分の共同宣言だったり、行政評価の打合せ等での旅費、あるいは訴訟関係でいえば公害等調整委員会、まだ終わっておりませんので、そちらの傍聴に行くための費用、あと移住等のセミナー、フェアですね、都心で関東方面で開催されるそういったものへの参加費用、あるいは協力隊の皆さんの研修の旅費等々合計いたしまして450万6,000円ほどになってございます。以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 各種旅費、今現在先ほどから申し上げているとおりコロナがまだ鎮静化していない状態で、ウェブ会議等々、ズームによる会議等々で旅費についてはまだまだ削減になるのではないかと

なというふうに勝手に思ったりをしておりますが、予算段階での、上げる段階での金額だということ、理解をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、34ページの企画費のうちの上のほうの負担金補助及び交付金のI J Uターン促進協議会負担金398万8,000円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） I J Uターン促進協議会負担金ということで392万8,000円、こちらは空き家利活用に係る分等々、あとリフォーム空き家の維持管理、それから移住に関する広告宣伝料、いなか暮らしツアー、それから移住交流フェア等々に係る分で、I J Uターン促進協議会のほうにその部分担っていただいた部分でございますので、そういったものを実施していただくための負担金ということになっております。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 山形県遊佐町I J U（移住）ポータルサイト、今タブレットで見ているのですが、遊佐町のI J U（移住）ポータルサイト、これ非常によくできているサイトではないかと思っております。当町の職員が2名、あと支援員等々計6名でユーチューブで当町を宣伝をされております。残念ながらそのサイト、248回という閲覧の回数で、これがどんどん、どんどん閲覧回数増えてくれば、非常に当町に貢献されるのではないかと思っております。非常にすばらしい出来栄だと思っております。ぜひこれを、全国の皆さんが見られるわけですから、ぜひ見られるようなさらなる工夫をしていただきたいなと思っております。例えば一般質問のところのホームページのところでも申し上げましたとおり、今現在は映像というか、ユーチューブ等の動画が非常に説得力と申しましょうか、訴える力が静止画像よりは多いように感じますので、多方面にリンクを張れるような方策をして、ぜひI J U（移住）ポータルサイト、これを全国の皆さんに発信をしていただきたいと、そういう願いであります。

それでまた、予算立ての件に戻るのですけれども、こういう非常に優れたサイトをつくっている部署があるわけですから、これをほかのところにもどんどん、どんどん波及をさせていただきたい。非常に優れていると個人的に思います。ただ、残念ながらさっき申しましたとおりユーチューブに関しては248回、そのうち私3回見ましたので、245人程度がほかの方ということを理解しておりますが、やはりこの回数増えれば担当の方たちも励みになると思います。ぜひ見て、その内容を確認していただき、つくった方々をすごかったよ、あれはいいよというようなことを言っていただきたいと思います。

次に、35ページの目9電子計算費で12節委託料6,789万円、システム改修委託料等、これの説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

この金額、6,789万円となっておりますが、実はこの中に電子計算費、電算関係の管理費だとかという委託料で項目にして二十七、八項目ぐらいございまして、1つずつ申し上げますとちょっと長くなるので、主なところを申し上げますと、まずはシステム改修の委託料ということでありまして、ここが1,722万9,000円でございます。中身的には、それぞれ法改正になった給与の関係でありますとか軽自動車のワンストップサービス、それから地方税のシステム、ファイルサーバーの更新、行政手続のオンライン化の対応、

データ標準レイアウトの対応といったようなことがございました。また、地域イントラネットの管理費ということで1,180万円ほど、これは毎年かかっている、今年その中で毎年かかっている管理費が80万円程度だったのですが、今年はネットワークの強靱化の動きがございまして、東北6県に新潟県を加えた共同の機器があるわけでございますけれども、その更新にちょうど当たっておりまして、今年度については1,100万円、今年度特有の委託料という、今年度というよりも令和4年度特有の委託料ということにかかるといってございまして。また、番号制度システムの改修委託料ということで440万円ほど計上しております。さらに、電算機器の管理費ということで1,788万9,560円ということでありまして、こちらについては具体的な各システム、基幹システムでありますとか財務会計、それから人事、給与、地方税関係、そういったもろもろのシステムの管理費という中身でございます。そのほかにもございましてけれども、一応そのような中身になっているということをご理解いただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） いろいろな項目に分かれているというご説明でございました。多岐にわたってご説明ありがとうございます。デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針というような閣議決定を基に作成されたという書類を持っていますけれども、やはりデジタルの活用によって一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、イコール誰一人取り残さない人に優しいデジタル化等々の資料がございまして。やはりこの町の皆さんがいかに便利に暮らせるかということ念頭に置いた予算立てで、それにはお金が必要だという理解をしておりますが、これに関して国の補助というようなものは、大ざっぱで結構です。全くないというわけではないと思います。大体どれくらいか、大ざっぱで結構でございます。国の補助、これについて。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

35ページ、電子計算費のところを見ていただきますと、本年度は1億1,612万1,000円という予算の合計であります。その財源を見ていただきますと318万4,000円が国、県の支出金ということでありまして。その他というところに1,800万円とあります。あと、一般財源が9,400万円ですので、ほとんど一般財源ということでありまして。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 一般財源9,493万7,000円、これを活用して町の皆さんが、これはすばらしいという制度を構築していただきたいと思います。

それでは、40ページの一番下、高齢者等雪下ろし支援事業補助金7万円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） 高齢者等雪下ろし支援事業補助金についてご説明いたします。

この補助金につきましては、対象がおおむね65歳以上の単身世帯か高齢者のみの世帯、その他援助が必要と認められる高齢者がいる世帯を対象としていまして、雪下ろしの事業費、いわゆる業者のほうに頼むわけですが、その事業費の2分の1以内、あるいは上限が1万4,000円というふうになっております。これまで5年以上利用者いなかったところではありましたが、令和3年度になりまして1件利用者

が出たところであります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それこそ今シーズンは非常に降雪が多くて私自身も苦勞したということでございますが、新庄のほうで積雪によって家屋が倒壊して亡くなったという事案ございました。今後高齢化社会に向けて、やはりこういう事案が1件ということではなくて、やはり出てくるのだと思います。この内容について知らなければ申請をなされないと思いますので、ぜひこういう補助が出る事業がある。心配しないで、心配しないでと言ったら語弊あるかもしれませんが、こういう補助金事業を利用できるように広報をよろしくをお願いをしたいと思っております。

それでは、以上、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

休

憩

委員長（那須正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（那須正幸君） 直ちに審査に入ります。

4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） それでは、私のほうからも質問いたします。

ページを追って質問をするようになりますが、まず歳入、13ページです。13ページの歳入からいきます。町民税、それから固定資産税でそれぞれ比較が増と減があるわけですが、この見込みについてお伺いしたいと思っております。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤貴君） それでは、4年度当初予算のうちの町民税と固定資産税についてご説明申し上げます。

13ページのまずは個人町民税につきまして、前年比1,500万円の増としております。率にして3.5%で4億3,250万円といたしました。このうち現年分についての所得割になりますが、労働人口の減少による給与所得の減少傾向、これらはありますけれども、令和3年度の見込みによりまして結果的に前年度比1,500万円の増、率にして2.6%で4億800万円を見込んでおります。また、均等割につきましては、前年度と同額の2,200万円としております。滞納繰越し分については、前年度と同額の250万円を計上しております。それから、法人町民税になります。現年課税分につきましては、前年度と同額の4,700万円としております。法人税割につきまして2,250万円、均等割については2,450万円を見込んでおります。法人税の減、若干でございますけれども、令和3年度より法人数が少なくはなっておりますけれども、大体同じような金額で見込んでおりまして、また滞納繰越し分につきましても前年同額の2万円を計上しております。次に、固



定資産税になります。現年課税分で前年比3,000万円の減、率にして4.3%減で7億円としております。内容といたしましては、まず土地ですけれども、課税標準額がこちらにございますが、119億2,500万円、収納率を98%と計算いたしまして、前年比100万円の減として1億6,300万円といたしました。こちらは地価公示価格ですとか、それから地価調査価格とともに毎年1.6から2%程度下落しておりますので、土地評価額も減少が続いておるといことで減としております。それから、家屋につきまして、これは前年度比1,400万円の増、率にして5.2%、2億6,500万円といたしました。令和4年は評価替えの家屋評価の2年目となります。ですので、家屋評価、税額としては下がる要素はないということになりますので、それプラス新しく新築される建物が今のところ予定で多くなっているようですので、こちらの分として増額をしております。それから、償却資産になります。償却資産については前年比2,800万円の減、率にして10.5%のマイナスで2億6,700万円といたしました。償却資産の申告というのは、1月1日現在のものを1月末までに役場、総務省に申告するということとされております。再生エネルギー発電の太陽光ですとか、それから風車などの風力発電などの建設が平成24年度から増えてまいりましたが、特に平成29年度から毎年増額となっております。令和4年度の予算につきましては、新たな大規模増設が見込まれないということ、そこで減額計上とさせていただいております。それから最後に、固定資産税誤りににつきましては令和4年度が最終年となります。平成28年、27年分の対応となり、450件について還付充当を見込んでおります。大体それで500万円の計上とさせていただいております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 次は19ページになります。19ページの一番下、保育士等処遇改善臨時特例交付金、こちらについてお願いします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 保育士等処遇改善事業ということで324万4,000円についてですけれども、これについては杉の子幼稚園やはぐの家、あと放課後児童クラブの職員の賃金を改善するという歳出のほうありますけれども、そのうちの国のほうから入ってくる分324万4,000円になります。全額これ国の金額になります。

以上になります。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 続いて、21ページになりますけれども、21ページの一番上の市町村総合交付金、これについてご説明をお願いします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

山形縣市町村総合交付金642万8,000円でございます。こちらにつきましては、県のほうから交付をされる交付金でありまして、充当先についての事業がたくさんございます。ただ、額が少額のものがたくさんあるものですから一つ一つは説明を省略させていただきますが、おおむね額についても令和3年度と大体同じような額ということでご理解いただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 続いて、23ページになりますが、23ページの県委託金の中の民生費のところ、額は小さいですけども、9,000円、特別障害者手当事務委託金というのがあります。これの歳出の項目があればお知らせいただきたいというふうに思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） これ自体については、事務費ということで入ってくるもので、特別障がい者の手当を支給する事務ということでいろんなもの変わっていきます、その事務をするための。そのため、特別にこれに当てはまるというものはここには入ってなくて、単価としましては、一応事務費の内訳としましては、1人410円の22人ということで入る予定です。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 次は25ページですが、一番下の福祉基金繰入金というのはこれが廃目になっています。これ通常だと廃目でなければどういった用途で使われる基金だったのかお尋ねいたしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

福祉基金につきましては、いわゆる福祉施設整備があったような場合の負担金でありますとか、あるいは補助金、そういったものの支出がある場合にこれを財源として活用をさせていただいております。過去において社会福祉施設でありますとか、そういった施設を建設をするといった際に活用をさせていただいております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 次は26ページです。諸収入の中で町税の延滞金、こちらが昨年度当初と比べるとちょっと増額になっているのですが、その見込みとかがあればお聞かせいただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 延滞金につきまして150万円計上させていただいております。延滞金というのは、納税の期日までに納めていただけない方に再度通知をお出しして、延滞金もいただきながら納税をしていただくということになりますけれども、50万円の増ということで、本来はこちらのほうは延滞金は少ないほうがいいわけではございますけれども、ここ2年なのですが、令和2年度、3年度の見込みとして約200万円ほど、200万円を超える金額となっておりますので、実態に合わせて50万円プラスをして150万円という金額を計上させていただきました。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 次は28ページになります。町債です。町債のところの一番上、総務債になりますけれども、地域活動交付金事業債というふうになってはいますが、これについてご説明ください。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

地域活動交付金事業債につきましては、起債額が2,100万円ということでありまして、毎年まちづくりセンターに地域活動交付金という形で総額五千数百万円の予算を計上しまして、地域活動交付金として交付をしている事業がございます。それを対象としまして、過疎債のソフト事業分というものが認められてございますので、その分五千数百万円のうちの2,100万円分を過疎債のソフト事業分ということで財源として活用させていただいているということでございます。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 続いて、37ページです。37ページのこれは戸籍住民基本台帳費の一番最後になりますけれども、番号制度における個人番号カード等事務委任に係る負担金とあります。これについてご説明ください。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 番号制度における個人番号カードの事務員に係る負担金となります。993万8,000円の計上でございます。こちらにつきましては、マイナンバーカードを実際に作成して発行している地方公共団体情報システム機構、こちらへの交付金として支出する分でございます。令和3年度まで、前々ページ、電子計算費のほうの負担金補助及び交付金に計上してございました。マイナンバーカード交付事業、令和3年度の10月から行っておりますけれども、そちらの事業の拡充によりまして、担当であります町民課のほうの戸籍のほうの戸籍住民基本台帳費のほうに予算の付け替えをしたものでございます。なお、国からも同額が補助金として歳入になります。こちらが19ページの22項の国庫補助金のほうにも掲載してございますので、ご説明を申し上げます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 次は39ページの民生費なのですが、この民生費の関係で、ひきこもり支援の事業というのは予算上はどういうふうな現れ方をしてくるのかお尋ねしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

ひきこもり関係につきましては、民生費の45、46ページのほうの保健衛生費のほうに入ってきてまして、そちらでひきこもり用の相談会とかを開いたときの報償費とか、そういった形でひきこもり関係の事業をしているところであります。ですので、報償費等に含まれてきます。

以上になります。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 人工透析の関係ですが、これは41ページになりますか。40ページかな。40ページになりますが、これは新年度になってどのように、3年度と比べてどのような予算の違いが出てきたのか、ご説明いただくとありがたいのですが。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

透析関係の予算につきましては送迎の委託料と、それから自分の自動車を通う、透析のほうの医療機関のほうに行くときの補助金ということで出ているところであります。送迎の委託料につきましては、40ペ

ージ、12節の委託料の中に入ってきますけれども、それにつきましては一応201万6,000円ということで今回タクシーの委託費を見込んだところでありまして、これにつきましては昨年の12月、冬の間ということで1回補正はさせていただいたところでもありますけれども、今回4月からタクシーを利用するというのでまず上げさせていただいたのですけれども、役場の、町の公用車のバスを利用することができるようになったということで、今のところ4月からの支出はここではない予定です。それから、補助金の関係になります。人工透析患者の通院の交通費ということであります。これについては、前年度と同額の46万8,000円ということで上げさせていただいております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） この委託料の中には、生活困窮者相談事業委託料というものもあると思うのですが、こちらについてご説明ください。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 生活困窮者相談事業委託料についてですけれども、金額としましては111万2,000円を見ているところでありまして、これにつきましては社会福祉協議会に委託しまして、社会福祉協議会のほうで相談事務を行っているのですけれども、その人件費等ということで上げさせていただいております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） また、計測機器等管理委託料というものもあって、そこにインボディ管理という何か言葉も見当てるのですが、これはどのような意味なのか、ちょっとご説明いただきたいのですが。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 46ページの委託料ということでよろしいでしょうか。46ページの委託料の中に計測器等管理委託料ということで11万9,000円が含まれております。それにつきましては、インボディということで体の成分を測定する機械がありまして、それを遊’ sのほうに管理を委託しているものでありまして、その委託料になります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 次は41ページのシルバー人材センター空き家対策事業費補助金、こちらについてご説明ください。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） シルバー人材センター空き家対策事業費補助金ということで140万4,000円計上させていただいております。これにつきましては、シルバー人材センターのほうで空き家管理ということで、樹木の剪定など、草むしりなど所有者から依頼を受けて行っている事業がありますけれども、それに対して人件費の分ということでシルバー人材センターのほうに補助を出している内容になります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 次は43ページになります。ひとり親家庭等教育応援手当という事業があります。こちらについてご説明ください。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） ひとり親家庭等教育応援手当600万円についてですけれども、これは令和3年度までは遺児教育手当ということで予算のほうに計上させていただいておったところです。今回、令和4年度につきましてはそれを廃止して対象を拡大し、そして条件、非課税という所得制限も撤廃しまして、1人当たり一月2,000円というところから1年間5万円というふうに改正して計上させていただいたものであります。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） ひとり親家庭という名称も何か今年改まったような気がするのですが、違いますか。今までは母子家庭だったのではないかな。そういうことでもない。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この事業につきましては、遺児教育手当ということで遺児という言葉を使っていたのをひとり親家庭等の教育応援手当とさせていただいたところです。ただ、款項目ありまして、それがこのところは民生費、児童福祉費、母子家庭等複式となっていたところを、まず表現を柔らかくというか、したところでひとり親家庭というふうにちょっと直させていただいたところでありまして、

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 次は44ページです。44ページに放課後児童クラブ処遇向上事業等補助金というものがあありますが、これは先ほどご説明のあった支援員の処遇改善臨時特例とは全く関係のないものですか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 放課後児童クラブ処遇向上事業等補助金につきましては、これは家庭、学校との連絡及び情報交換等に主担当として従事する職員を配置しているかどうかというのであって、配置しているクラブのほうに補助金として交付するものであります。先ほどの関係につきましては、この負担金補助及び交付金のほうの一番下のほうの2つ、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金とその下、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金のほうになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 続いて、47ページです。47ページに、負担金補助及び交付金の中ですけれども、北部定住自立圏負担金というのが、これはもう昨年と同様にあるようなのですが、どのような目的の事業なのですか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 北部定住自立圏負担金3万円につきましては、がん検診受診向上対策キャンペーンとしてイオン三川店などで合同開催するときの町の負担ということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 続いては、66ページ、消防団員の報酬です。こちら額は全く昨年と同じかと思うのですが、何か新聞報道等によると算定というか、本省のほうで額の引上げを図るという記事を見ました。この辺は、全然遊佐町の場合は影響を受けていないのですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

消防団員の報酬の引上げにつきましては、この議会でも何回かご質問いただいたところでございます。現在消防長のほうから消防団員の報酬、現行の報酬をぜひ引き上げていただきたいという要望をいただいているところでございます。町としても、その引上げに向けては前向きに考えているところではございますが、なかなか引き上げるといっても財源のこともございまして、その財源について情報がまだしっかりと届いていないと。ただ、今年に入りまして交付税措置という部分では、具体的な交付税措置をしますよというふうな情報が届いたということもありますので、そこを踏まえましてこれからさらに検討を進めながら、あと近隣の市町村の状況等も踏まえて、引上げに向けて検討してまいりたいという状況でございます。ただ、令和4年度、今回の当初予算にはそこは反映していないということでございます。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 続きまして、80ページになりますが、80ページの一番最後になります。空家解体撤去補助金、こちらが昨年より増額になっているみたいなのですが、この辺の事情について説明いただくとありがたいのですが。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

空家解体撤去補助金、180万円を計上しております。昨年はたしか120万円の計上だったということで、60万円ほど増額して計上してございます。これは昨年というよりも、令和3年度において空き家解体の撤去の補助金の対象について若干緩和をしております。これまでですと、この補助金の対象になるのは所得の低い方というふうな縛り等もついていたわけですがけれども、そういったものを外しまして、さらには補助金の額についても若干引上げをしまして、そういったことで条件を緩和したところ、令和3年度においては今現在で2件ほどその対象の申請をいただいているという状況であります。令和4年度におきましては、さらにまた件数が増えるのではないかとということもございまして、60万円ほど引上げをしたということでございます。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 最後に、後期高齢者の特別会計についてお尋ねしたいのですが、これは中身というよりも、後期高齢者の関係は10月から2倍以下になると、負担がですね、という話が出ておるといふか、もう決まったのだと思います。それは、今回の予算書には影響を与えないのですか、今回出た当初予算は。その辺をお伺いしたいと思いました。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

10月から負担が増えるというのは、医者にかかったときの個人負担の分でありまして、所得がある人について1割が2割になったりというような内容になりまして、その分についてはこちらのほうの特別会計

のほうでは影響はないということです。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 終わります。

委員長（那須正幸君） これで4番、佐藤光保委員の質疑は終了いたします。

5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 最初に、総務課長にお尋ねいたします。ページでいうと67ページになります。67ページの非常備消防費のうちの18節負担金補助及び交付金の中に消防団運営交付金187万2,000円というのが載っております。これは、そのほかの説明を見ますと、今年度新たに設けられたということでありますので、どういう中身なのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、今年度、令和4年度から初めて計上した交付金、活動交付金と、運営交付金ということでございます。以前からお話し申し上げていたとおり、令和4年度から消防団員の報酬、手当等については、これまでのまとめて団に交付していた、団というか、分団のほうに交付をしていた形式を改めまして、個人支給ということで今現在準備を進めているところでございます。そうなりますと、これまでの分団のほうに入っていたそういった報酬等については一切入ってこなくなるということでありまして、分団の運営費として最低限必要な分、例えば消耗品であったり、あるいは若干の食糧費であったり、そういった分団の運営に関わる経費について町のほうで一定程度見る必要があるということで、これまで消防団の幹部会議等で何回かにわたって協議をした結果、最低限必要な部分については計上すべきであるということで計上させていただいた運営交付金ということでございます。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今分団に必要な経費を払うという話でありましたが、組織的には分団の下に部があって班があるわけで、普通団員は班に属するということでもあります。実際に分団としての活動もありますけれども、やっぱり日常的には班としての活動が多くて、班の中でも当然一定の経費がかかります。このお金は、分団という話でありましたが、分団の下の班にまで届くということによろしいのか、そこはいかがでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

もちろん分団のほうにそれぞれ団員数だとか、そういったものに応じながらお支払いをするということではありますが、当然その分団全体をカバーするという意味合いがございますので、その分団の中で各部だったり班だったり、そういった単位でご活用いただける交付金ということで考えております。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 個人別の報酬の支給ということもあったのですが、実は第1分団の山手のほうなのですけれども、ある班が人数が少なくなってしまって1人、2人になってしまったものですから、班がもう成り立たないということで合併、統合という話になっております。その中で結局今までは集落単位だったのですけれども、集落をまたいで地域で班のような形に移行しつつあります。そういう中でいろいろ

話が出たのは、今後班を通さずに直接支給されるのはいいのだけれども、班の活動費はどうなるのだろうというのはやっぱり非常に議論、話題になりました。当座のところはストックがあるので、それをもって充てようというような話にしたわけですが、実際支払っている内容としては、最近特にこういう状況ですので、飲み食いはほぼありませんし、実際には備品を買っているのです。具体的に言うと、防火水槽の蓋のところ、冬分からなくならないように三角コーンを立てたりとか、あと先日あったのは除雪機を持ってきてくれた団員がいました、防火水槽の除雪に。そのガソリン代を皆さんの集めた中から払っているという実情があります。これまでは確かにそういう慣例があったわけですが、これからはやはりまずいだろうと思います。一方で、過渡期になっていますので、今までの財産をどう処分しつつ新しい形に持っていくかということもあります。ですので、それは確かに班の自主性に任せるのだ、あるいは消防団の自主性に任せるのだということでも確かにいいのかもしれませんが、ただ現場的にはかなり混乱するということもありますし、場合によってはいろんな要素が、先ほど申し上げたとおり、今まで集落単位であったのが集落をまたぐような形になると、よりややこしくなるということもありますので、ぜひ今回のお金については分団に払うのだけれども、分団で使うという意味ではなくて、あくまでも班も含めた分団だということで、しっかりそこら辺はお金を配るべきところ配るということは、やはり町としてガイドライン的に示す必要があると思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

もちろん分団のほうにまとめて分団の傘下にある部、班の分ということでお支払いするということではありますが、これまでの幹部会議の議論の中では、共通認識として当然その末端の班まできちんとカバーをするという認識はできておりましたので、その辺のところはご安心いただきたいというふうに思います。また、今のお話の中で備品、例えば三角コーンだとか除雪関係のガソリン代だとか、そういったことが出てまいりました。もちろんそういった備品についても今回の交付金の対象になる、あるいはガソリン代でありますと、別枠で町のほうで予算を持ってございますので、そういったもので対象にして町がお支払いをするといったことも検討できるのではないかなというふうに考えております。また、今まで分団のほうでお持ち、あるいは班のほうでも持っている財産と申しますか、そういったものについての取扱いについては自主性に任せるというお話もございましたけれども、結論としてはそういう形になろうとも、一定程度消防団の幹部会議の中での議論もありますので、そこに従ってということになろうかと思えます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。今回の金額は金額として、ただこれやってみないと分からない部分があると思います。まずやってみて、もし仮に正当な執行においても不足があるということであれば、やはり適切な対処は必要かと思えますし、あとこの枠外の例えばガソリンだとか、そこら辺は制度が分かりにくくて使いにくいということもあるのかもしれないので、そこら辺も含めて総合的によりよい消防団になるようにお願いしたいと思います。

次に、引き続き総務課長にお聞きいたします。先ほど防災センターの非常階段の話がありました。その中で、今までは縄ばしごがあったのだけれども、それを使った避難訓練はしたことないというような話で



あって、いろんな意味で驚きだったわけですが、それはそれとして今回は非常階段をつけるということですので、ちょっと話を置きますが、この新庁舎についてです。これから4月からようやく丸々1年この庁舎を使うという年が始まるわけであります。当然避難訓練、平家ですので、非常階段ということはないでしょうけれども、避難訓練というのは当然必須かと思うのですが、もちろん避難訓練でなかなか大きな予算を使うということないのしょうけれども、これ避難訓練、あるいはそういうことに類する予算措置というのは、もしあればちょっとどこに入っているか教えていただきたいのですが。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

実は具体的な避難訓練の内容とか日時、そういったものまで今、検討はしているのですが、具体的なものはまだできていない状況でございます。したがって、令和4年度予算の中でこれが避難訓練に充てるという経費については今のところ具体的に計上していない状況でございます。ただ、当然年に1回、2回は必ずやはり避難訓練をすべきであろうということは課題として捉えてございますので、令和4年度については必ず実施をしたいと。実施するにしても、どういった形であるかという部分についてはこれから危機管理係、それからアドバイザーの協力を得ながら詰めてまいりたいと考えております。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、確認ですが、避難のときに使うであろう例えばヘルメット、職員分のヘルメットを今現在持っていないだろうし、この予算の中でもそういうのは入っていないということよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

全員の分まではさすがになかったかと記憶しておりますが、一定程度のヘルメットは、現在あるヘルメットがございますので、そういったものについては当然活用できるかなというふうに思いますが、新たな避難訓練のためのということでは特に予算的な準備はしてございません。防災備品的な予算については別を持ってございますので、場合によってはそういったものも流用できるかなということは考えております。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） ぜひそこら辺は、ヘルメットは買ってもしよう腐るものではありませんので、30年、50年はもちませんけれども、ある程度使えるものでありますので、賞味期限は基本的にありませんし、お願いしたいのと、あとこの庁舎は隣に交番があって、そういう意味では安全性は高いのですが、学校だとさすまたを用意しているということもあります。この世の中どういことが起きるか分かりませんので、そのような備品も私は考えたほうがいいのかと思いますので、その避難訓練の実施と併せてよろしくお願したいと思ひます。

次に、企画課長にお尋ねいたします。私の先日の一般質問のやり取りの中で水循環保全事業に関して、裁判も終わったということがあるかどうかは別として、来年度、水循環保全条例の活用という意味において新たな動きがあるやなしやと伺った気がいたします。予算書の上では、水循環保全審議会の委員の手当が載っているわけでありますが、水循環保全委員さんの指定等に関しては、あくまでも水循環保全審議会の委員の手当の中で行うのか、それとも別に項目があって、さらに外部委託等も含めてやって

いくお考えなのか、ちょっとそこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 水遺産の指定については、要綱等を定めてその中で決めていくことになろうかと思えます。その要項の中でどういったふうを選定するかということもありますけれども、基本的には水循環保全審議会の委員の予算で計上されている報酬の中での選定になろうかと思えます。ただ、そのほかに専門の先生をお願いしてお話を聞いたり、専門の先生の意見を聞いたりということも想定されますので、そこについては報償費の中で水循環の予算を一部計上しておりますので、そちらでも支出していきたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 水循環保全審議会の委員の報酬が32ページだと12万円、逆に言えば、別の言い方すれば12万円しかないと言えるわけであります。私のちょっと頭の中に単価が入っておりませんので、何回分できるかちょっとすぐ分かりませんが、ただ水循環保全遺産の制定等々をしっかりとやるとすれば、それなりの回数も必要になってくるでしょうし、必要な経費もほかにもあるかもしれないということで、課長の話だと別途用意もあるのだということでもありましたが、ぜひそこら辺はしっかり中身を含めて執行いただきたいと思えます。

引き続きまして、企画課長にお尋ねいたしますけれども、指定管理料についてなのです。いろいろこれはそのほかに入っているということで、遊佐町総合交流促進施設株式会社に係る指定管理料についてなのですが、代表として鳥海ふれあいの里指定管理料、委託料等というふうに記載しております。何ページでしたっけ。ただ、これは鳥海ふれあいの里というのは一つの指定管理の項目であるでしょうけれども、中身としては、中身というか、遊佐町総合交流促進施設株式会社に係る指定管理料というのは幾つかの項目があります。それで、債務負担行為を見ると限度額というのが載っているわけですが、実際令和4年度幾らずつ当初予算で指定管理料を支出するお考えなのかちょっと分からないものですから、話のまず前提として、会社に係る指定管理料の全体像というのですか、それを改めてになるかもしれませんけれども、ちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 企画課の分で想定しておりますのは、鳥海ふれあいの里指定管理料ということで3,530万円、これについては遊楽里、あぼん、大平山荘等の分になります。そのほかにしらい自然館の指定管理料ということで1,222万円ということで、企画課はその2つになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そのほかに産業課に係る部分ありますので、そこはちょっと除きますが、そうすると例えばそのほかの部分、まず企画課に関してはこの2つということでもよろしいわけですね。分かりました。話を続けますけれども、その指定管理料は当然必要なお金ということでお支払いするわけですが、今現在総合交流促進施設株式会社、第26期であります。令和4年の3月31日までということで第26期を執行中であるわけですが、今のところ第25期の決算が出ています。それは去年いただきました。それ

を見ると、あと昨今の燃料費の高騰ということを知ると、まずコロナと燃料費の高騰ということはかなりダメージを受けているという状況だと思います。なかなかその指定管理料の算定というのは難しいのだと思います。一定のこれまでの流れもあるのですが、今申し上げた燃料費の高騰という不測の事態もある。コロナもある意味不測の事態ですよ、もうちょっと長期化してしまいましたけれども。そうすると非常に算定するのは難しいということはあると思うのですが、一方でだからこそやっぱりちゃんとやらなくてはならないという言い方変ですけれども、今まで以上に、今までもされていると思うのですが、今まで以上に遊佐町とその会社のほうが緊密に連絡を取っていく、連携を取っていく必要があるかなというふうに思います。指定管理料を出すのは当然、当然というか、それはそれなのですから、ただお金を出すだけではないし、それだけだとまずいと思うのです。具体的にどういう形で連携を取っていくのか。例えば具体的に言うならば、月1回定期的に企画課と会社のほうで連絡会議を持ちますよだとか、そういうところまでどの程度考えていらっしゃるのか、まず企画課長にお尋ねしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 株式会社との打合せということで業務打合せについては月1回実施をしております。それ以外に四半期ごとの業務報告ということで収支の状況についての報告をいただいております。その部分については、産業課所管の分も含めて一緒に話を聞いている状況になります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうすると、定期的にされているということですが、産業課も含めてですね。ただ、これはこれまでもやっていたことであって、新年度この辺を強化するというお考えはありますか、いかがですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） これまでどおり回数については四半期ごとの業務報告、月1回の業務打合せということでは考えておりますけれども、不測の事態がございますので、当然燃料費、先行き非常に不透明で、そういったところの対応とか、コロナもこのまま終息するかどうかということあたりもございまして、その辺は臨機応変に状況に応じて対応していきたいと思っております。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 次に、副町長にお尋ねいたします。これは、今やり取りをした打合せということも含んでの話なのですが、どちらかといえばその考え方全般にわたりますので、副町長にお尋ねいたします。予算書の24ページに、収入のところがありますが、第2目利子及び配当金の第2節配当金、一番下に遊佐町総合交流促進施設株式会社からの配当金が50万円予定をされております。ここは、当然株式会社という形を取っておりますので、営利を追求するという意味は、側面は当然あるわけですが、一方で第三セクターというまた特殊な一面も持っていると思います。そう考えると今まで申し上げたとおり、コロナだとか燃料高騰という厳しい状況が誰の目にも明らかであるにもかかわらず、当初予算に配当を計上しているというのが私はちょっと解せないのです。例えば廃目にしないために1,000円だけのせておきますよというなら分かるのですが、50万円という、絶対額とすれば大きくないと言われるかもしれませんが、かといって無視できる金額ではないというふうになっているわけですが、これはなぜなのでしょう

か。副町長、お願いします。

委員長（那須正幸君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えをいたします。

昨年たしかこの場でちょっとキャッチフレーズ的な言い回しで申し上げたかなと思いますが、今期26期は恐らく我が社創業以来の最大のピンチかなというふうに受け止めておりました。受け止めております。私去年の6月の10日、社長に就任しまして、そういう状況、コロナの状況、燃料もその時点でも非常に高騰のトレンドにありました。そういった中でコロナ終息が見えないということもあって、しかし会社としては、三セクの特異性というふうなお言葉を使われましたけれども、我が社としましてもこのピンチをどう乗り越えるかと考えたとき、よく言われるフレーズかもしれませんが、ピンチはチャンス、逆風にこそ種をまくんだと、その心意気で2年かけた緩やかなU字回復を目指していきたいと申し上げた記憶がございます。もちろん種をまけばそれを刈り取る必要があります。来期はそれを刈り取る時期かなと思っております。ただ、今あの時点からまた比較をしますと、どんどん、どんどんこの9か月の間、状況が悪くなっている。その中で今月の末に会社としての収支計画を取締役会に上程する時期になりまして、案を策定した、策定というか、収支案をつくったところでございます。来期につきましては、この苦しい中ではありますが、新たなECサイト事業を創設する形で、それを一つのこととして、また組織の再編ということも含めて新体制で取り組んでいこうと。コロナ終息も期待をしつつの積算をして収支計画を立てたところで黒字計上の決算を見込んだと、見込んでいるという中での、実際のところ50万円の配当というのは非常に町のほうから高いハードルを課せられたなというような思いをしつつ、まずは先ほど言った形での取組をしていきたいなと、その中で黒字化を図っていきたいなという現時点での考え方、収支計画の立て方でございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） この場は一般質問の場ではないので、長々とやりたくないのですが、今の答弁全く分からないので、重ねてお聞きいたします。来年度予算、令和4年度予算に入ってくるであろうという50万円、仮に入ってきたとしますけれども、これは今26期、3月31日までの26期が3月末で締めて、6月総会によって剰余金の処分を決めて、それが入ってくるというお金なのです。だから、来期がどうのこうのではなくて、今もうすぐ終わる26期に係る剰余金の処分の50万円の話なのです。だから、来期どれだけV字回復しようが関係なくて、それはしてもらいたいですよ。だから、話がかみ合わないのです。副町長が冒頭おっしゃったとおり、前のほうにおっしゃったとおり、26期は我が社始まって以来の最大のピンチ。最大のピンチで何で50万円配当できるのですか。おかしいではないですか。そこら辺どうですか。

委員長（那須正幸君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 大変申し訳ありません。来年度予算の審議でございますので、今委員がおっしゃったとおりでございます。今期のお話を改めてさせていただきますと、現時点、といっても1月期の月次報告の段階ということになりますが、先ほど来の説明のとおり、決算の予測につきましてはマイナス計上を現在のところ見込んでおります。具体的には1月時点で1,000万円を若干下回るという赤字決算を見込んでおります。2月、3月、2月は全然振るわなかったのですが、3月は県の冬割キャンペーンが復活し

たというような状況の中でかなりの回復は見込めるかなというふうな状況にありまして、ただなかなか黒字の計上は、黒字決算というのは厳しいかなというふうな捉え方をしております。その中での町への配当につきましては、50万円の配当というのはかなり厳しいものがあるかとは思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） やはり冷静に考えれば厳しいのだと思います。ちょっと畳みかけるようで非常に申し訳ないのですけれども、今私の手元にある最新の25期の決算、去年6月の決算期、総会の資料でありますけれども、令和3年度経営収支計画というのが載っております。要するに今年の3月31日までの収支計画を見ると、経常損益がマイナス989万円というふうに載っております。ちなみに、25期の事業報告、去年の6月に総会した部分ですけれども、そのときはマイナス879万五千何がしでした。そのときは剰余金の処分はせず、マイナスということもありまして、全額を繰越利益剰余金にするというようなことが決まっているようであります。ですので、このままいくと、去年の6月総会では配当はしませんでしたと決めました。今のところの予測だと去年以上の赤字になることが考えられるわけです。あくまでもこの見積りというのですか、予測の上ではあります。となればなおさらやはり配当は、できるかもしれませんが、それはいろいろな奥の手を使えば。それまでしてやる話ではないと思いますので、配当することが目的の会社ではないと思います。それは、無理なくできればいいのしょうけれども、それよりもやはり経営の安定化もあるし、あと従業員の給与水準の引上げもあるし、うまくいけば指定管理料を少なくできるかもしれないということもありますので、ぜひそこら辺を見ながら、私副町長に申し上げるのは非常に申し訳ないです。釈迦に説法だと思うのですけれども、お願いしたいということもありますし、あと特に今PATの建設を控えているわけではないですか。PATの運営会社がどこになるのだ、あるいは誰にすべきかという話の中で、やっぱりこの話もつながっていくということを否定できないと思うのです。はなから総合交流促進施設株式会社はそこに入らないのだというふうに今から割り切っていれば別ですけれども、私そうではないと思いますし、それはもったいないと思うのです。やはり今までのノウハウを生かす必要があると思いますので、ぜひそこは、苦しいのは分かっているので、誰しもが。そこはやっぱり情報を出して、ここは容易ではないからというふうにして、配当は出せないのだけれどもというふうにそこはちゃんと正直言っただけがいいと思いますので、無理して配当する必要ありませんので、ぜひそこら辺は考えて経営をして、ぜひV字回復をいただきたいというふうに思います。

（「U字」の声あり）

5番（齋藤 武君） U字回復ですか。

委員長（那須正幸君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） ありがとうございます。数字の捉え方はいろいろあるかと思いますが。社員の話を1つだけさせていただきますと、実は今年度、夏、冬の賞与、1か月ずつなのですが、満額支給させてもらいました。私の立場で普通の会社であれば、例えば冬のボーナス出さないのかなと、出せないのかなと本当に悩みました。役員、経理を担当する部長とも何度も何度も相談しました。意見聞きました。最終的に私判断しました、出すと。かなり12月厳しい状況の中で判断しました。もちろんマイナスも予想されて、赤字決算も予想される中でありました。その後、こんなに状況が悪くなるという想定はしていませ

んでした。でも、私今改めて振り返って考えているのですが、出してよかったと。やっぱりこれも第三セクター、地域の雇用を守っていく、支えていくという役割だと思いますし、そして先ほど来U字回復と言っておりますが、やっぱりその回復をこれから支えてくれるのは社員なのだというふうに思うわけです。今後、ひょっとしたらというか、恐らくはPATにも中核的な役割を担っていく立場にあるかと思えますので、どういう形になるか分かりませんが、そういう意味でやっぱり社員を大切にしたいと、皆さんからもそのように理解をしていただきたいというふうに切に思うわけでありまして、その中で先ほど1,000万円弱の赤字が見込まれるといった話と実は符合するのですが、社員に1か月ボーナスを出す約1,000万円弱なのです。実は私はまだ言っているのですけれども、黒字はまだ諦めていないぞと。その中で、まだ諦めないで残りの20日間頑張ろうとしているのです。直接配当金というところにも関わってくるのは確かなのですが、そういった今逆風の中で社員が、会社が頑張っているというところをぜひ皆さんからも評価していただきまして、結果については、もし赤字決算だったときは町民の皆さんに、議会の皆さんに本当に申し訳ないと思うわけでございますけれども、その努力を認めていただいて、町が最大の株主なのだというようなところの共通の認識を改めてしていきながらこの会社を皆さんからも支えていただきたいなど。ぜひまだ20日間ありますので、皆さんからも、キャンペーンやっていますので、遊樂里にぜひ宿泊をお願いしたいなというふうに思います。いろんな形で皆さんから応援していただければありがたいかなというふうに思います。まだ諦めずに頑張ります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 最後の言葉、諦めずにとすることは、それは誰しもがそうだと思うのです、人生を送る以上。大げさな言い方かもしれませんが。やはりボーナスを出したということは、私もそれはそのとおりだと思います。お金ではかれる部分もあるし、お金ではかれない部分もあると思うのです。やっぱりよしやるぞという気持ちというのは、単純にお金ではかれない部分もあると思いますので、ぜひそこはお願いしたいなというふうに思います。

最後に、町民課長にお尋ねいたします。一番町民課が直面する課題と思いますので、お聞きするのですが、相続登記の義務化という話が約2年先ぐらいに待ち構えております。別にこれは町だけの課題ではなくて、全国的な課題ではあるのでしょうかけれども、先日の常任委員会で農地の登記状況というのをお聞きしたところ、遊佐町内には約2万8,000筆の、概数ですけども、農地があるそうで、そのうち相続登記が未了の筆数が約2,000筆あるという話でした。概数です。私は、遊佐町の2万8,000分の2,000というのが果たして全国的に見て多いのか少ないかまでは資料が手持ちにはないわけですけども、2,000筆というのは絶対数で考えて決して少なくはないし、多いと思います。ちょっと細かい話は事前にお聞きしておりませんので、遊佐町内の宅地あるいは家屋に関してどの程度の割合で相続登記が終わっていないのかは、もし分かればあれですけども、別に特にお聞きはしませんが、何を言いたいかということ、今日の予算の上において、特に相続登記の呼びかけを、あと2年しかない、約2年なわけですから、集中的にやるというような予算措置があるのかどうかをちょっと確認をしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 相続登記にかかる予算が、推進に向けてそういった予算があるかどうかという

ことですが、令和4年度の予算の中では具体的に登記をしましよと呼びかける予算というのは取ってはおりません。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） これは国の事業なので、遊佐町だけに頑張ってやれというのはお門違いなのかもしれないですが、でも実際問題、例えば税の捕捉ということにおいては、やはり町は大きな利害関係になってくると思いますので、当然相続登記がちゃんとされるというのは好ましいことだと思います。窓口で亡くなった方が手続にお見えになるとと思いますので、そのときのやっぱり声のかけ方というものもあるのだと思います。別に予算に関係なしですけれども、うまくお話をさせていただく、うまくというか、やはりぜひやってくださいということが適切に伝わるような話をぜひしていただければなと思います。

約2年ですけれども、では丸々2年猶予期間があるかということ、必ずしもそうではないと思うのです。今まで相続登記がされていない案件というのは、やはりもめている案件だとか難しい案件というのは少なからずあると思いますので、そういう人が、さあ何とかやりましようと思ったとしても、半年、1年手続にかかるというのはざらだと思うのです。そう考えると、来年になってから残り1年だから頑張れといっても、結局間に合わない、要するに相続登記そのものはできるのでしょうけれども、義務化までには間に合わないということも十分考えられますので、常任委員会的时候にも話をしたのですけれども、そう考えると来年度がやっぱり正念場だと私は思いますので、ぜひ折に触れてそういう話をさせていただきたいと思います。名寄せ帳の1件当たり、枚数ではなくて件数につきという手数料にもなりましたので、そういうことも併せて、そこは本当に積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

委員長（那須正幸君） これで5番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 私からも質問させていただきたいと思います。教育委員会様のほうに3つ、地域生活課様のほうに1つ考えております。

教育委員会、教育長のほうにお尋ねいたします。68ページ、款10教育費、事務局費で報酬、いじめ問題対応委員会委員報酬16万円とございます。こちらの委員の人数、こちらのほうは教育長としては今、当町で足りていらっしゃる感じでございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） これ常任で何名と決まっているわけではなくて、重大事案が起きて、そういう流れをつくっていかなければならないときに、一応2万円の8名分ということでこの金額を計上していると、そういうことでございます。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 重大な案件が起きたときに、我が町では速やかにこの委員の方にお集まりいただいて、その案件について会議を開いていただくという考え方ということで理解いたしました。

今当町のほうで教育長がいじめかな、いじめではないかなというような案件は、ストレートでお聞きして申し訳ないのですが、特にないという、私は今ないかなと思って認識しているのですが、いかがでござ

いますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） これは、本町では青少年育成協議会がございます。その場をいじめ対応の委員会ということで規則で定めておりますので、年2回そこで報告しておりますが、いじめの認知件数はあるのです。逆に例えば中学校は、生徒が中心になって委員会つくってやっていますけれども、そういうところでも生徒自ら、遊佐中学校ですよね、本町の場合は。今年度これまで秋なら秋、10月なら10月でいえば何件のいじめがありました。生徒も認知しておって、しかも校内放送を使って、その委員会で、こういう状況ですから、いじめについてしっかり考えましょうということで、認知件数は我々だけでなく、先生方だけではなくて、生徒自身も、例えば中学校の例ですけれども、認知して、ただそのいじめというのが今は1対1であったり、複数対1人でやってもいいわけですけれども、言われたほうが、何かされたほうが嫌だと、嫌な思いをしたと、そういうのを全部いじめというふうにカウントしますので、件数としてはちょっと今手持ちの数は持っていませんけれども、結構認知件数はあるのです、小学校も中学校も。むしろうちの学校はいじめはないとか、そういう学校があったとしたら、それは逆に捉え方が私は間違っていると思います。子供たちは、大人と違ってこれから発展途上の子供たちですので、いさかいがあったり、ちょっと意地悪したくなったり、からかってみたくなくなったり、これはあり得ると、そういうことで文科省でも言っております。いじめはどこでも誰でも起こり得るのだと。だから、そういう意識で子供たち、児童生徒を捉えてアンケートを取ったり、子供たちの現状に、言動にしっかり目を向けて見逃さないようにと。気づいたらどんなにちっちゃい出来事であってもいじめと認定して、即解決できるように対応しなさいという、これが1番です。ですから、いじめ防止対策推進法なのです。いじめ防止法ではないのです。いじめ防止対策、その1番が子供たちの中でいじめはあり得るから早く見つけて早く解決しなさいと。そして、仲直りして日常の生活ができるように、そういう対策をしなさいというのが1番。2つ目が重大事案を見逃さないこと。とんでもないことが起こってから気づくようなことにならないように要するに早くしなさいということで、もしこれは危ないなど、本当に大変なことになりそうだなということを感じたら、16万円盛ってありますいじめ防止対策の委員会をいち早く立ち上げて対応しなさいと。そして、3つ目が未然防止、やっぱりいじめゼロ、これはみんな期待するわけで、それが3つ目にあっていじめ防止対策推進法なのです。ですから、文科省もいじめゼロにしなさいとか、いじめがあってはならないとか、そういうことは決して言っておりませんので、起こり得るそれにきちんと対応して重大事態にならないようにと、こういう法律である。そして、我々もそういう方針で校長とも認識を共有していますし、青少年育成協議会でも具体的な数字を指導主事が申し上げて、ご理解いただいてご意見をいただいていると、そういう状況での16万円がございますので、重大事態が起らないように各学校には頑張ってもらっていると、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 前の委員の質疑が第三セクターについてだったので、教育長に私も一般質問と違い、ご相談もなくご質問させていただきましたが、今の言葉で私は、私の耳には入っていませんけれども、いじめと認知される件数は当町では、そのレベルは様々ですが、なくはないというご発言にとっても今感銘を受けました。そして、いじめ防止対策推進法についてもお触れになっております。私も平成25年に



いじめ防止対策推進法ができて、児童などに対して当該児童などが在籍する学校に在籍している当該児童が一定の人的関係にあるほかの児童などが行う心理的、または物理的な影響を与える行為、例えばこれはインターネットも含まれます。この当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものという文言を読んだときに、やはり今日本、そして当町でもなくはないといういじめに対しての、国がきっちりと防止対策推進法をつくったのだと考えております。また、いじめというものは無視もいじめです。無視です。ほかの人とは会話するけれども、会話を避けるとか、例えばいじめというものは何か言葉で暴力をするとか、やゆするとか、物を投げるとか、そういうものだけではないということを我々大人も認識しなくてはならないなと思っております。

さて、当町において今いろんな案件がございます、いじめに対して。今教育長が答弁なさってくださったやり方で私はよいと思います。なぜならば、いじめはないという概念よりは、いつどこでどう発生するか分からない。そのときにこちらのいじめ問題対策委員会委員の方々を皆さん招集して、エマージェンシーとしてすぐに対応するというので、強いて言うならばいじめ対策の項目、この予算の中では名前はいじめ問題対策委員会委員という報酬になっていますが、このほかにもいろんなところにいじめの対策として考えられる項目として入っているというのは、どこということではないのですが、いろんな面でいじめに関して当町は取り組んでくださっているという認識でよろしかったでしょうか。

委員長（那須正幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。

まず、先ほどのいじめの認知件数、遊佐町は多い、山形県も多いのです。五、六年前かな、マスコミで活躍されている尾木先生が子育てフォーラムにおいでになった機会がありました。あのときも講演の中身にいじめのことを取り上げまして、彼は四国の某県の出身なのですが、全国の都道府県別のいじめの認知件数、これは文科省で発表しているわけですが、山形県は多いのです。あの年度で一番多いのは京都府だったかな、割合的にも。自分の出身の県が一番少ないほうで、少ないから私の出身の県はいい県だと言ったかという、それは駄目なのですと、うちの県は遅れているのです。京都府とか山形県のようこういうふうに件数、数字は多く出ますけれども、それだけ認知して、子供たちの異常をきちんとキャッチして対応しようとしている姿なのだというコメントがあったのを、講演の中身があったのを覚えておりますけれども、そんなことで先ほどの答弁の続きになりますけれども、ご理解いただきたいと思えます。そして、いろんなところで頑張っているかということでしたけれども、コミュニティースクールやっています。地域も学校も元気になるコミュニティースクールということでやっていますけれども、学校でのいじめ、教師と児童生徒だけでなく保護者も巻き込んで、そして地域も巻き込んでそういう現状は認識しながら、青少年育成推進員とかたくさんの方々関わっていらっしゃいますので、そういう方々にもやはりこういう状況で学校で児童生徒は捉えているということでご理解いただいて、幅広く町民の皆さんからも現状を知っていただいて子供たちを支えていただく、応援していただく、それが私が一番だと思っています。実は1週間前、夜、今年度の青少年育成推進員、6地区2名ずつ12名おりますけれども、その最後の会合がありまして、その中で映像で、先ほど申しあげました遊佐中学校の、イルカでした、ボランティアがくじらで。イルカ、代表の2年生の女子生徒でしたけれども、昼の放送でそういう先ほど私がお話ししたようなことを具体的な数字を挙げて、遊佐中のいじめの今年度の現状はこういう数字

が載っています。皆さんどう思いますかということで、真剣に考えましょうということでその映像を流してくれたのでした。私も中学校で昼の放送であそこまでやっているのかなということで、感銘を覚えて見させていただいたのですが、ぜひ議員の皆さんにもイルカの活動を御覧いただいて、どこかで発表したと言っていましたかね、あのとき。たしか地区の社会教育関係の、青少年育成関係の会合で発表した内容だとも聞いていましたけれども、そんなことで幅広く教員、学校と児童生徒と保護者の問題だけでなく、やっぱり町民の皆さんからも子供たちの現状はこうであるよと、そしてこういう認識で、こういうふうに取り組んでいじめ防止対策をやっていますよということは、やっぱり幅広くご理解していただくことが一番でないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。いじめの定義、問題行動などの調査ということで文部科学省によりますと、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする、教育長が先ほどおっしゃっていたことも中に入っております。それで、いじめとは児童生徒が一定の人間関係のあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。このいじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、ここが大事です。早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であるとうたわれております。ご両親とご本人の了解を取って、10年ぐらいい前に相談を受けたことがあったことで、やはりいじめに遭って、ちょっと行方不明というか、当町でいなくなってしまったお子様がいたときに、やはりすぐに警察に、酒田警察と連携しましたところ、本当に丁寧な対応、そしてやはり早期に解決できたことが私は今も忘れられません。そして、そのお子様はいじめの体験を乗り越えて、人と変わっているからとか人と違う行動をするからといって友達からはじかれて、学校に行けなくなったことがあったにもかかわらず、今は立派に大学生になっておられます。私が思うことは、やはり当町が絶対にいじめを出さない町というスローガンでぜひ令和4年度も、今までどおりで結構でございますので、数字的にはいじめ問題対応委員会委員報酬16万円とひっそりとここにうたわれておりますが、ここはとって大事な予算だと思っております。ぜひまた今年度、そして次年度もこれが使われることがないような当町であってほしいと切に願っております。

次に、2つ目に移らせていただきます。2つ目の質問は、同じような関連なのですが、70ページ、こちらも教育長のほうにご答弁いただければありがたいです。こちらは、自然生活体験総合学習実践事業負担金でございます。こちらは、令和3年度予算では45万3,000円だったのですが、今回22万7,000円増えまして、ちょっと増額になっております。やはり今スマホを使ったり、室内でゲームをしたり、もちろんコロナ禍、なかなか外にも行けない時代でございますので、この自然生活体験総合学習実践事業というのは私も大事だと思っております。今回増額になされた趣旨ありましたら簡明にお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 簡単に、先ほど長くお話ししました。今度は簡潔に申し上げます。小学校5年生

の4泊5日、小学4年生が2泊3日、そして中学1年生は2泊3日のそういった活動をやっておりますが、実は自然の家等が民間委託に今県のほうになっておることもありまして、いろんな面で経費が上がっているのだそうです。かつては全額に近い金額を町で予算化して、保護者に負担かけないようにということで来ておったのですが、やはり保護者の持ち出しが多いのだということ、実態を把握できたものですから、その分を少しでもカバーしようということで増額をお願いしたところであります。これからも4泊5日、多分庄内管内で4泊5日やっているのは遊佐町だけだと思いますが、私は小学校4年、5年で親元を離れて、布団の上げ下げからシーツ畳みから晩御飯、朝御飯まで作って友達だけで生活する、そういう体験は多分一生あのおときこういう失敗もあったなど、こういういい経験もできたなど。学校によっては一晩あそこの林の中で宿泊するとか、野宿したり、キャンプしたり、テントを張って泊まったりとかありますので、そういう経験をぜひ大事にして、次の生きる力に結びつけていただきたいなどの思いで保護者負担の軽減という中身でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 簡明なご説明ありがとうございました。保護者負担を軽減、そして子供たちの野外での様々な自然とともに触れ合う経験と、その思い出を胸に遊佐町ですくすく育てほしいと思う教育長のお気持ち、ありがたく思います。子供たちはやはり伸び盛り、親元を離れてキャンプしたり、野外活動したりする思い出がやはり一生の思い出になると思います。こちらの予算はアップしても、これは適正な予算だと思っております。ご答弁ありがとうございました。

最後の質問になります。72ページ、目、教育振興費、節、負担金補助及び交付金でございます。小学校芸術鑑賞教室負担金17万5,000円でございます。こちらは、やはり子供たちに芸術的な分野を、例えばバレエだったり、ミュージカルだったり、演劇だったり、人形劇だったり、そのような講演を学校教育の中に盛り込んで、何か鑑賞させるという項目でよろしかったでしょうか。ご答弁をお願いします。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

小学校芸術鑑賞教室負担金17万5,000円計上させていただいておりますけれども、おおむね毎年この貴重な鑑賞教室という機会を持って、保護者負担の軽減という観点から、まず約600円で実施できるように毎年度その分を町が負担をしてこれまでも開催してきているという状況であります。これから学校統合に向けていますけれども、この貴重な小学校の芸術鑑賞の機会というのはずっとこれまでも、これからも継続していく方向で検討をしているという状況でございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 教育課長、ご答弁ありがとうございました。これからも、そして今までもこちらの小学校芸術鑑賞教室負担金のほうはあります。続けていきたいし、今までも子供たちはこの芸術鑑賞でどれだけの情操教育、そして心の豊かさが育まれたかやと思います。強いて言うならば17万5,000円ではなくもう少し増額していただいて、そして中身のほうを、なかなか地方に住むと芸術鑑賞、また本物に触れる期間が少のうございます。都会と地方の教育格差をなくすために少しでも当町でできることを、例えば少し本物の、本物と言ったら語弊がありますが、何かアイデアがあるような方がいらっしやったらぜひ教

育長のほうからご答弁いただければ、そういう方たちに来ていただいて、コロナ禍、やはり今一番大事な子供たちの心のケアがどうしても今おろそかになってきてしまっているのかなと常々思っておりますので、そこのところ、ぜひよろしくお願ひしたく、ご答弁を教育長、よろしくお願ひします。

委員長（那須正幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 自然体験しかり芸術鑑賞しかり、子供たちがよりよく生きてくために大切なことだと思っております。実は本町、恵まれているというか、校長たちの考え方がそっちのほうに向いているというか、熱心なのです。実は文化庁でこういう派遣の事業をやっています、多分何かの機会、遊佐小学校か高瀬小学校で御覧になったことないでしょうか。何百万規模の大阪フィルだったかどこかがどこかの小学校に来たこともありまして、近年、毎年遊佐町が2校、3校当たっているのです。谷桃子バレエ団が来たりとかミュージカルが来たりしているのです。ほかの県で応募しないから多分遊佐町でいっぱい当たるのかなと思って、これは希望を出して、学校の教育課程の日時設定と向こうの団の文化庁の、文化庁というか、文化庁で依頼しているいろんなバレエとかオーケストラとかあるわけですけれども、その団と合致した場合に来てくれるのですが、毎年来ています。多いときは3校に来たこともあったと思います。そんなことで校長たちもぜひそういう機会は大事にしたいという思いのようですので、当分、来年度もぜひこういう鑑賞をさせたいということで応募はしているはずですが、ただ、それが当たるかどうかは向こうの勝手ですので、今のところ分かりませんが、そういうことで今ありましたように本町ではそういう機会を大事にしているということだけはお伝えしておきたいと思ひます。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 確かに予算だけ、お金だけをアップするのではなく、今のような文化庁に応募し、当選、運よく当たったら、それもまた子供たちにすばらしい芸術を鑑賞させられるというシステムだと思ひます。ぜひ継続をよろしくお願ひいたします。

それでは、私から最後の質問でございます。地域生活課様のほうにですが、48ページ、目、環境衛生費、再生可能エネルギー設備導入事業補助金の下の猫の避妊・去勢手術補助金の68万円についてご説明お願ひいたします。予算措置を取った理由をお願ひいたします。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

猫の避妊・去勢手術補助金ということで68万円、令和4年度準備いたしました。昨年度と同額でございます。こちらにつきましては、猫、雄猫、雌猫でございますけれども、こちらの手術費に対しての補助でございます。こちらの事業につきましては、平成28年度から実施している事業でございます、飼い主につきましては雄が5,000円、そして雌のほうが8,000円ということで補助をさせてもらっています。そして、野良猫の場合なのですけれども、雄猫につきましては7,000円、雌猫につきましては1万4,000円ということで補助をさせていただきまして、これまでの申請件数見通しまして、来年度も当初の段階で68万円ということで予算立てをさせていただいたところでございます。これまでかなり件数申請をいただいております。件数が28年度から、先ほど申し上げましたけれども、令和2年度まで、雄猫の合計でございますけれども、295件ほどの申請をいただいて手術等の経費に充てさせていただいています。かなり年数たつてございますので、効果等は現れてきているのかなと思ひますし、近年私のほうにも野良猫の苦情等のお話も耳

に入ってきてませんので、少なからずその辺効果が出てきているのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 分かりやすい答弁ありがとうございました。3月議会の始まる前に河北町の町の議員の方からご連絡いただきました。遊佐町さんでのこの野良猫対策の案件を今河北町でも議会に上げたのだけれども、最初どのようにしてこれは推進できたのですかというお問合せがございました。恐らく河北町様の議会でもけんけんがくがく、これをどうするか3月議会で議論なさっていることと思います。当町におきまして最初の頃は大変不評な政策でございました。大事な財源をここに使うのかというお声もたくさんいただいたあの頃を今ではとても昔のここのように思います。やはり町民の方たちがけんかをせず仲よく暮らすには、小さなことでしたが、野良猫対策は今の時流に合った政策だったと思います。35市町村の半分以上が政策をまとめないと、なかなか政策としてやらないのだという市町村もございますが、当町におきましてはやはり執行部の方々が先見の明がございまして、遊佐町からこちらのトップランナーとして今までやらせていただいたというふうに認識しております。今回私は、ひねりのあった地域生活課さんのチラシのほうを拝見させていただきました。各家庭に配られていたものなのですが、回覧板で。A4の題名が「地域猫通信」だったと思います。こちらのフォーマットは、どちら様がおつくりになったのですかと先日役場に来てお聞きしましたら、やはり職員の方が手探りで、どうやって町民の方にこの予算の内容や、分かりやすく、どういう趣旨で、どういう目的で、どういうふうに町をよくしたいからということを考えて、A4の紙に上手につくっておられました。私は、その文言を読んだときに、こんなにも分かりやすく、担当者の方が前回の担当者の方の意思やご苦勞を引き継いで、苦勞してつくってくださった回覧板を本当に神々しく見詰めておりました。ぜひ何か政策を始めるときに、予算取りするとき、不安もあるかと思いますが、そのときはなかなか逆風でも、数年たつと、こうでよかったのだねというような声も上がることも多うございますので、日々の業務で自信を持って推進していただいことも大事なかなと思っております。こちらの予算がまた出るたびにほっとしておる状態でございます。

私からは以上です。ありがとうございました。

委員長（那須正幸君） これで6番、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

午後3時10分まで休憩いたします。

（午後2時52分）

休

憩

委員長（那須正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

委員長（那須正幸君） 直ちに審査に入ります。

7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） それでは、私のほうからも質問させていただきます。一応先例事項のほうで所管の事項については質問できないことになっておりますので、町長に質問させていただきます。

ページ数からいきますと、特に11ページのほうの事項別明細書、ここを見ていただきたいのですが、見ますと目につくのが町税13億円、それから地方交付税33億円という大きな数字があったものですから、取りあえず自分なりにちょっと前のやつと比較するようなものを勝手にやってみたとところでございます。それで、ページ数からいくと、その次の12ページ、13ページになりますが、ここにありますとおり今年的一般会計予算総額については84億5,800万円のようにあります。それで、10年前ということで平成24年頃の状況を見ましたら65億5,300万円の当初予算でございました。率で割れば約77%の予算でございます。それで、ある新聞を見ますと、その年の主たる事業といたしますと子どもセンター整備事業1億9,900万円ほどですか、あと総合運動公園整備事業といたしますと稲川になりますか、そのあった年のようでございます。それで、これは複数年の事業だと思っておりますので、取りあえず初年度の対応がこうだと思っております。それで、私が議員になったのが平成27年度でございまして、見ましたら、ちょうど80億円を超えたのが平成27年の状況でございました。それで、今年、ここにありますとおり約13億円の町税ですか、その状況について過去のやつと、間違っていることは多々あると思っておりますが、ちょっと比較をしてみました。今年の2月の総人口1万3,032人でございまして、その前に13億円というのは今年の歳入の約15.4%に相当すると。そういうことでこの13億円を高齢から生まれた子供から端的に全部で割れば9万9,938円ということで、1人頭の額でございました。同じ手法でちょっと見ますと、平成24年、10年前と比較しますと今は2,536人ほど減っている状況にあるようです。それで、これは恐らく町民、町税収入も減っているのかなと思いましたが、同じように除しますと2万7,000円ほどプラスになってございます。それで、先ほど言った平成27年9月末の人口で割っても同じように約2万円ほどということで、人口は減っているのですが、町民1人当たりの、除して割りますと、決してマイナスではなくてプラスになっていると、そういう状況があるようです。それで、一応のこの11ページ見てのとおり町税が約13億円でございますが、予算書を見ますと町民税と固定資産税が大きな割合を占めております。この2つをさっき言った24年度、27年度と令和4年度と比較しますと約10億円から11億8,000万円ということで、10年間で大きな変化はないようでございます。ただ、町民税、それから固定資産税の2つの大きなものの率を見ますと、平成24年は町民税が41.5%で固定資産税が48.6%の割合のようです。これ私の単純な計算ですが、それが令和4年見ますと町民税の率が36.8で固定資産税が54.5ということで、この24年と令和4年比較しますと町民税のほうでマイナス4.7%で、反面固定資産税のほうで5.9%ほどプラスになっている状況があるようです。それで、先ほど言った平成27年と令和4年を見ますと、町民税の個人の均等割及び法人分も減額しています。ただ、固定資産税は1億2,100万円ほどプラスになっておりまして、そのほとんどは償却資産といたしますか、そういう状況にあるようです。

それで、実はこのために一般質問したわけではないのですが、今回の一般質問のほうで人口のことについて若干触れました。30年後の2052年には、今現在1万3,000人ほどですが、単純計算しますと自分では6,700人くらいに減ってしまうのではないかなと、そういう発言をしましたが、平成27年の10月につくりました遊佐町総合発展計画でしたっけ、ちょっと忘れましたが、これで2060年に8,000人をまず維持をする政策を進めるのだというようなことでもございました。それで、基本的にはさっきから言っているとおり、固定資産税の償却資産が増えている状況があるようです。将来を見据えたいろいろな施策を進めることが必要だと思っております。固定資産税を見ますと、今着々と進めております鳥海バイオマス発電所の建設が進んで、令和6年頃から、忘れましたが、そこについても当てにするわけではないのですが、当然固定資産税が入

ってくるやに私は理解しておりますし、先ほど町長言ったように13年目というようなことで、町長になってから13年目ってさっきおっしゃっていたと思いますが、13年目のこの期間、今の私が言った税収の割合というのですかね、その辺についてご所見等あればここで伺いたいと思います。

委員長（那須正幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 庁舎を造ってから非常に予算が大きく伸びて、それからコロナの臨時交付金等生活弱者への国からの支援金という形で決算自体が非常に、100億円を優に超えて伸びているということにちょっと大き過ぎるようになったなという印象であります。私自身は、自分が町長就任した平成20年度、一般会計の起債が93億9,200万円、これ元利含めてありました。その中での一般会計の元金だけで82億8,100万円でありましたが、ずっとずっと減らしてきて、実は一般会計の元金一番減ったのが74億7,200万円、平成24年度でありました。そのときには元利合わせて81億7,100万円返せばよかったはずなのですが、30年度で84億円、令和2年度で97億7,400万円、令和3年度では98億円を越すという形になってきて、どうも自分の就任する前に逆戻りしてしまったなという思いをしています。これ一般会計についてであります。ただ、ありがたいのは特別会計の下水道関係、当時98億9,000万円あった元利が昨年の末で49億2,700万円、ほぼ半分以下に減ってきたという大きな減少がありますので、庁舎を造った16億円以上の起債を起こしましたとは言いながら、トータルでいけばそんなにも、起債の総額でいくとそんなにも増えては見えていないのですけれども、やっぱりこれから人口は大幅に減るであろう。そして、人口が減れば税収も減っていくであろうという中で、それらをどうやってやっぱり税収を図るかということで、これまで陸上の風車とか、それから太陽光発電所、大規模なものが2つ出たりして償却資産税を、人口が減っているにもかかわらず、11億円多分切ったときもあったのですけれども、今13億円ほど計上できるということになったことは非常に、減っているにもかかわらず税収増やしているということは、町民の皆さんから見れば、将来に向けてそんな安心が担保されているということを説明すれば理解していただけるものだと思います。ただ、このままどんどん、どんどん人口が減っていったときに、木質バイオマス発電所、今工事中であります。稼働し始めたら5年間は減免の予定ですが、その後になると多分当初はあそこだけで償却資産税1億円よりちょっと入ってくるのかなという思いしていますので、それら等も含めれば、まだまだ町としては強く生き残られるベースは多分できるであろうなというふうに理解をしております。今回の予算組むに当たっても、実は総務課長には一番最初に申した額は、もっともっと低い予算でスタートできないものではないかという話をさせていただきました。振興計画出来上がって、それら等に対応するという形の中で84億円台、当初の私の想定からはまだかなり増えているので、あまり思い切って削りはしなかったのですけれども、これからのパーキングエリアタウン等にやっぱり資することを想定したときに、必要などころには財源はしっかり確保すべしという思いがありますので、そんなに削れなかったという意味がありますが、振興計画の予算、当初計画では96%ぐらい、96%を越す計画行政にしっかり資することができたということは、皆さんから議論いただいて、審査をいただいた振興計画に沿った形で予算組みができたということは、町民のいろんな皆さんから振興審議会へ参加をいただきました。それらの議論のたたき台の上にそれらに即する予算が組めたということは、町としては非常に安堵している、私としては安堵している状況だと思っています。

以上であります。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） さっきから言っているとおり、町民税のほうはこうなのですが、固定資産税のほうは上がっているというような状況のようです。ただ、償却資産ですので、ずっといけばいいのですが、こうなっていくのは、右肩下がりになるのは当然あると思います。そんな中で、今の議会のほうに条例案件として公共施設等総合管理基金の設置、管理及び処分に関する条例ということで基金の設置が提案されております。その第1条には、公共施設等の保全、更新、改修、修繕及び除却に必要な経費と記載されております。それで、遊佐町公共施設等総合管理計画、これは平成29年3月に、2016年から2025年度、もう3年後になりますが、それまでのものを定めた計画があって、その目的は更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うと、そのように記載されております。ちょっと端的なこと申し上げますと、それ見まして、さっきちょっと見ましたら総務課の脇の机にもこれありましたので、ちょっと持ってこようかと思ったのですが、ちょっと控えました。例えば舗装の耐用年数等載っておりました、この管理計画の中に。それを見ますと15年と設定されていると、そんな記載がありました。意外と短いのだなと。ただ、今の平野部の道路といいますか、これはいつも知ったかぶりして申し訳ないですけども、道路法の24条工事で圃場整備で造ったといいますか、その分町から一定の額はいただきましたが、見ますとあれから25年も経過しておりますので、15年というのは当然短過ぎるということは思ったのですが、そんな中でやはりストックマネジメント事業とかってよく言われますが、この基金を積み立てるということは将来にやっぱりそういうものを準備するという意思があつてのものだと思います。それで、今遊佐パーキングエリアタウンの特別委員会、議会のほうでもつくりました。その設置の際、ちょっと私の意見で申し上げたのは、やはり将来の財源的な見通し、その辺も大切ではないかと、そんなことを全員協議会で意見を申し上げたことがございます。というのは、私たちはやっぱり単品単品しか見えないのですが、長い期間で見るとやはりどうしてもこれに投資していいのかなと首をかしげるようなこともあるのかなと思ひ、そんな考えでその当時申し上げたところでございます。正直言えば将来の人口構成等を見て、いろいろな財政計画も必要かなと思ひます。実は先日、1月の24日、2月ですか、総務厚生常任委員会のほうで各まちづくり協議会のほうの方々と意見交換したとき、私と同じような意見をする方がいらっしやいました。やっぱり人口減少が避けて通れないという状況もあるので、その辺も見越したものを策定すべきではないかという意見を発言された方もいらっしやいました。私と同じような意見だったものですから、ちょっと自分なりにぴんときたところでした。改めて町長に聞きますが、今、庁舎を造るときは確かに起債が幾らだとかということは私たちも説明を受けましたが、よく振興計画、それからいろんな計画が出てくるのです。例えば20年先とかの長いスパンでの財政計画というのは、ないとは思ひのですが、どんな考えでおるものでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですが。ちょっと抽象的で申し訳ないのですが。

委員長（那須正幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） いわゆる町は公共施設等の管理に関する計画はつくりましたが、ではお金どこから持ってくるかという形の基金はこれまで持っていませんでした。やっぱりあるものは大事に使いながらも、活用するときに財政調整基金しか頼りにならないという形はきついわけでしょうし、庁舎を造るときは議会の皆さんから庁舎の基金つくってはいかがですかという提案をもらいながらつくってきた思いがあります。それぞれパーキングエリアについては、やっぱり財政規模がまだ計画は定まらないうちは、なか



なかどれだけの補助事業という形ができないのでしょから、まずは私は身近に、これから小学校が5校統合、ではその跡地どうやって活用しようかというときに、基金でも設置しながらそれら等に対応することをまず考えようやということが今の公共施設等の総合管理基金の発想のスタートだったように記憶しています。当然これまで積んできた分と、3月末になれば新庁舎の分が終了するわけですから、そしたら大体決算議会前にはこれまでの新庁舎に係るそれぞれの総事業費等がはっきり決算できる状態になると思いますので、それらは当然9月定例会決算の前に議会にしっかりお伝えするという事は、それは当然のことだと思っています。ただ、行政として今まで将来の借金の計画はいっぱい、例えばリープロなんかやったときは最高で104億円ぐらいですか、100億円を超す起債があったのですけれども、どうして返していくのだということまではあまり議論していなかったような感じがしています。やっぱりこれから確かに町の財政としては、人口が減っていくことによって多少小さくなっていくことは間違いないと思いますが、いわゆる持続可能な行政とするためには、やっぱり基金をしっかりと確保していかないとどの事業もきつくなると思っています。私は、下水道はよくやったものだ、自分の印象です。私の先人が、2代の町長が公共下水道170億円、農集30億円、合わせて200億円の事業を、金利が6%とか6.5ぐらいのときの大変な金利をお借りしながら、だけれども町内にそれらをずっと延々として予算化してきたということを見ると、今町にとってはやっぱりそれは、大変な大きなインフラのおかげを今私たちは享受しているというふうに思っていますし、だけれどもその当時、この借金どうして返していくのだという議論は、多分そこまでは議会としても議論してこなかった反省があるのではないかと思っています。今一番下水道の繰出金が多い段階になりました。一番下水道の踏ん張りどころのこれから3年ぐらいだと思っています。多分マックスだと思えます。公共下水道に4億円以上、そして農集に6,000万円ほど、これを繰り出すということは非常にやっぱりきつイと思っていますし、令和2年度の決算では介護、国保、後期高齢者に4億8,600万円ほど繰り出しています。下水道に5億円ほど繰り出しているということは、黙っていてもそれだけで9億円以上一般会計から繰り出さなければならぬという現状でありました。私が議会に平成7年、初めて参加したときの一般会計の繰り出しは4億1,000万円やに記憶しています。今11億円、もうじき12億円に手が届くところまで来ているということで、福祉の持ち出しがまだまだ少なくならぬであろうなということを見たときに、一般会計が超健全で、そして何とかそれらに基づいて繰り出しが耐えられるという形を、基盤をやっぱりしっかり築いていきたいと、このように思っているところであります。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 今公共下水道の借入の話ありましたが、私も前職でそういう事業の借入をした経緯もあって、当時は年5.2%、非常に高い金利で、やっと今償還が終わるという状況で、随分たたかれたこともございます。たたかれたというか、心配した経過もございました。一応時間もあれですので、どうもありがとうございます。

それでは、教育課長のほうに移らせていただきます。一般会計の10款教育費の4項の社会教育費、6目の文化財保護費について質問します。ページ数からいくと76ページくらいになりますでしょうか。小山崎遺跡は、令和2年の3月10日に国の史跡に指定された状況でございます。それで、このことについては自分も非常にちょっと関係あったものですから関心を持っていましたが、予算書どこを見ても小山崎遺跡の文字があまり出てこなかったものですから、あえていろいろ探し出しました。そうしましたら、予算書の

振興計画比較表ですか、配られた最後のページの9ページのほうに見つけたものですから、それについて質問させていただきます。それで、令和2年9月の広報ゆざのほうに小山崎遺跡の保存活用計画策定に向けてという記事が載っておりました。それには検討計画策定委員会ですか、その名簿も載っておりました。紹介しますと、会長には元文化庁主任文化財調査官の岡村さん。副委員長には渋谷孝雄さん、渋谷さんについては今県立の高島のうきたむの資料館の館長ですが、基本的にまだ渋谷さんが若い頃、小山崎遺跡を担当で掘った実際の方でございまして、私も知っている方でございます。あと、ほかは文化財保護審議会の菅原善子さん、それから吹浦の佐藤勇司さん、畠中裕之さん、8名の方々に組織されているようでございます。それで、先ほどやっと見つけたのですが、予算書のほうにこの検討委員会の記載がないものですから、無報酬ということはないと思いますが、予算科目上この委員会の支払い項目といたしますか、それとこの広報に載っておりました保存活用計画、これは令和2年と3年度で2か年で委員会設立するというところで私は理解しておりますが、3年度、もう何日で終わってしまいますが、この保存活用計画書の刊行について、2点質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

史跡小山崎遺跡保存活用計画につきましては、ただいまありましたように令和2年度から2か年事業としましてこの計画の策定委員会を組織して、8名の委員をもって2年度、3年度と開催をしてきたところでございます。この予算費目につきましては、支出科目としては謝礼のほうから支出をしております。謝礼と、旅費については費用弁償から支出をしているというところでございます。参考としまして令和2年度では7月の立ち上げと、あと10月と開催しております、令和3年度では5月、そして令和4年2月と、それぞれ2回ずつ開催をしております。それから、その保存活用計画書につきましてはでございますけれども、先ほど申し上げました令和4年2月の8日に最後の史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会を開催しました。リモートでございましたけれども、この最終の委員会を開催して協議を終えたところでございます。ただ、文化庁のほうから内容の確認も行っていただきまして、令和3年度末に刊行に向けて現在製本作業中でありますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 予定どおりこの保存活用計画進んでいるということで、見えなかったものですか、ちょっと質問させていただきました。

それで、ちょっと予算書にはないのですが、先ほど言ったとおり資料に載っております項目について申し上げますと、予算書あります。6目の文化財保護費の12節のほうに委託料ということで1,981万1,000円、ここにコンサル業務委託料等ということで書いてございますが、先ほど言った別添の資料を見ますと、史跡小山崎遺跡整備基本計画策定事業ということで1,294万円ということで頂いた資料に載っております。国費が408万1,000円ほどあるようですが、この事業の概要についてと、その下段に載っておりました、ちょっと先送りということの記事があったのですが、指定用地の買収ということでその文字があったものですから、あくまでもこれから基本計画つくるという状況のようですが、この基本計画策定事業の概要について質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

令和4年度当初予算における史跡小山崎遺跡整備基本計画策定事業として、総事業費1,294万円を計上させていただきます。このうち委託料として、この計画策定の支援を行うコンサル業務委託料として650万1,000円ほどここに含まれているところでございます。この内容としましては、令和2年度と3年度の2か年で取り組んできました保存活用計画で史跡小山崎遺跡の適切な保存と活用、そしてその整備に係る基本的な方向性を定めたというところでございます。保存活用計画の策定、これをまずは受けまして、今度は具体的な整備内容について検討を始める史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会、仮称でございますけれども、これを令和4年度に立ち上げて協議を進めていく予定としておるところでございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 令和4年度で立ち上げて進めるということで、先ほど若干申し上げた遊佐PATの計画もあって、あの辺の整備計画といいますか、そういうものが一つ注目される内容だと思いますし、まして丸池様、それから小山崎遺跡は一つの大きなポイントになるのかなと。私、何年か前に文化の里直世という質問させていただきましたら、それを見た方が何回となく私に突っ込んで質問する方もいらっしゃいました。ですから、やはりあの辺の今後の整備計画といいますか、そういうものを一つ皆さん注目しているのかなと思います。

ちょっと時間もないので、進めさせていただきます。一般会計の同じく69ページになります。本当の中ほどのところに、負担金補助及び交付金のところに上から3つ目で、3段目といいますか、遊佐高校就学支援事業1,146万4,000円ということでございます。これにつきましては、先ほど1番委員のほうからも若干触れられたようでございますが、遊佐高校魅力化地域連携支援事業ということで予算のすみ分けというのですか、それがあろうでございます。それで、遊佐高支援事業1,146万4,000円のうち、財源見ますと1,130万8,000円はふるさと納税のお金を財源にしているのかなと、そう思います。納税の1から8つの中でも多いのがこの未来を担う子供の教育に関する事業ということで、ふるさと納税のほうも大きい割合がございます。それで、実は支援の会、平成26年の10月10日に設置されたようでございまして、引っ張り出してみますと最初の予算は140万円くらいでした。それが令和2年度の予算書、あくまでも予算書ですが1,900万円ほどまでなっております。それで、魅力化のほうは所管ですので聞きませんので、教育課長のほうにお尋ねしますが、この遊佐高校就学支援事業の令和3年度から約1,347万4,000円ほど減額になっておりますが、教育課の所管で残る事業というのはどんな事業があるのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

遊佐高校就学支援事業補助金でございますけれども、1,146万4,000円を計上させていただきますが、これにつきましてはの内訳は、これまでの補助金を継続する形でありまして、その年度の生徒数を勘案した形で計上しておりますが、この主な補助内訳としましては、1つは就学支援金として、入学予定者へ7万円を交付をしております。また、2つ目としましては、介護職員初任者研修受講支援金として、社会福祉協議会が主催する介護職員初任者研修を受講する遊佐高生に対して3万円の受講費のうち2万

5,000円を補助するものでございます。また、3つ目としましては、キャリアアップ支援としまして、普通自動車免許を取得する3年生に対して6万円を交付をしております。そしてまた、通学支援事業として、JRを利用して通学している生徒に対して定期券購入費の半額を補助する。この補助についてここに計上してくるものでございます。また、ご質問にありましたこの差額、金額についてでございますけれども、これは県外生に関する部分になります。今回企画課で予算計上しているこの金額、留学生、県外生分として見ている予算額が1,862万4,000円ということでありました。これにつきましては、県外志願者支援分と留学生の住宅運営費分として計上しているもので、この分が減額になったというところでございます。

以上であります。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 言われてみると、確かにいろいろなキャリアアップとか、そういう事業に予算化していたのを今の答弁聞いて思い出しました。分かりました。

それで、ちょっと続けさせていただきますが、昨年の11月16日の全協のほうに遊佐高校魅力化に係る地域連携協議会について、課長、それから教育長出席されたか分かりませんが、説明されております。ちょっと私は所用で欠席したのですが、ちょっと自分なりに考えますと、県教委が1学年1学級となっている県立高校、これを再編の基準を変えるということで令和2年の1月22日に公表しておるようです。それは、あくまでも前の基準ですが、2年連続で入学定員の半分に満たない場合、原則2年後に募集を停止すると。その基準を検討するという内容のようで、その当時の自分のメモを見ますと、最上、金山、真室川の3校と遊佐高、4校がその対象になっているようでございました。それで、令和2年度も半数に満たない場合は、その基準でれば令和4年度で廃校になる状況にはあったわけです。それが令和2年の3月10日に県教委が発表した県立高校の再編整備に関する基本方針の一部を改定して基準を変えたと、それが今に結んでいるこの魅力化に関する状況だと思います。ちょっとそれを見ますと、令和2年度に学校魅力化に係る地域連携協議会、仮称を設置すると。それで、令和4年度までの3か年をめどに魅力化に向けた取組を実施すると。その上でどうするかは各自治体のほうと協議をするという、大きく言えばこの3点が挙げられたようでございました。その対象校については、先ほど言った4校のほか荒砥高校と小国高校、合わせて6校になっているようでございます。それで、ちょっとこの記事を見ますと遊佐高校の、令和3年の12月1日に設置されたとの総務厚生常任委員会での答弁の内容ありましたが、ちょっと1年遅れているのかなという、ちょっと自分なりに考えがあったものですから、ちょっとその状況について質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

ご質問でありますこの地域連携協議会についてでございますけれども、これまでは遊佐高校支援の会、実動部隊の主なる組織でございますが、魅力化に係る地域連携協議会を兼ねておったところでございます。これまで周知のとおり、遊佐高校の志願者数の増加と魅力化事業については進めてきたところでございますけれども、具体的には支援の会を魅力化に係る地域連携協議会として位置づけるための規約の改正を議題に上げてきたというところでございました。また、令和2年12月には事務局との調整会議の下で魅力化事業と自然体験型留学生の具体的な活動内容の検討も行ってきたところでございますし、主な取組の中に

は「遊佐高校魅力化通信」を地域おこし協力隊が発行して、毎月1回全戸配布を行ってきました。そのほかホームページのほうにも「来ちゃいないよ。ゆざこう」などの運営であったり、魅力発信の動画作成など高校の魅力を発信してきたところがございます。今回改めて町を挙げて12月17日に立ち上げられました遊佐高等学校魅力化に係る地域連携協議会の設置要綱、これに基づいて、また大いに議論する場として組織化されたものでございます。高校のこの発表を受けて改めて自然体験型留学生として確定するわけでありまして、今のところ幸いにも、これまでも、そして令和4年度入学生につきましても、県外生の入学のおかげで現段階で定員の半数は満たす見通しでありますので、申し添えたいと思います。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 分かりました。一応教育課のほうについてはこれで終わりたいと思います。

それでは、地域生活課長のほうに質問させていただきます。ページ数からいきますと64ページ、ページの中心部の2番の下水道事業費のところでございます。繰出金として公共下水道事業特別会計繰出金がございます。予算は4億4,000万円でございます。それで、これについても先ほど冒頭のようにちょっと過去のやつを調べてみました。それで、過去といっても私が議員になってからの資料しかございませんので、平成27年の年から各年度に、当初予算です、あくまでもこれは。一般会計の繰出金が平成27年は3億3,800万円でございます。それから、公共下水道特別会計の公債費、公の債務の費用ですが、これは4億4,085万円ということで差が7,434万円ですか、そのような流れがあつてずっと今に至っている状況があります。それで、実は比較的令和3年度と令和4年度が、この一般会計の繰出金と公共下水道特会の公債費との差が令和3年度はマイナス43万円、来年度予算については85万円のプラスという、非常にこの差が縮まっている状況があるようです。それで、先ほど一般会計から公共下水道特会への繰出金、平成27年度と比較しますと約1.3倍になるようでございます。ほぼ繰出金が公債の償還のほうに使われているというか、そんな感じでいいと思います。自分の経験からいくと、償還が進めば公債というか、返すお金は減額になるはずなのですが、そんな状況にもあるとほうかがえない状況があるようです。それで、令和2年の6月の議会の一般行政報告で、令和元年度で全ての下水道関係工事が終わったという報告を受けた経過があります。事業完成ではなくて事業概成という記載になっておりましたが、令和2年の3月31日に全て公共下水道区域の供用開始が始まったと併せて記載になっておりました。また、今回の副町長の一般行政報告の報告書を見ますと、今年の2月現在で75.5%の接続率になっていると、そんな状況があるようです。償還というのは私も山と同じで登ったら下がっていく、こういう山になるのですが、多分今このてっぺんのところ付近にいるのかなと思います。今後の償還の在り方といいますか、計画等についてお伺いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

公共下水道の施設整備、いわゆる面整備でございますけれども、こちらにつきましては令和元年度で完了してございます。そして、その後令和2年度以降につきましては、老朽化した施設の適正な維持管理を行っていくためのストックマネジメント、いわゆる長寿命化計画でございますけれども、その計画の策定に現在当たっているところでございます。基本的に一般会計からの繰出金につきましては起債の償還に充

てでございます。毎年度計画的に起債の償還を行ってございますけれども、令和3年度における償還額が最大、ピークであったため、併せて繰り出しにつきましても増額となった形になってございます。今後の計画上、起債の償還額は少しずつ減少していくこととなりますが、今申し上げましたとおりストックマネジメント計画策定後はその計画に沿って施設の改築、そして更新工事を行うこととなり、その工事費に係ります起債額が計画上の金額にプラスになっていくことが考えられるのかなというふうに思っております。財政上に合った改築、更新を実施しながら、償還に努めてまいりたいというふうに考えてございます。また、面整備完了してございますので、接続率の向上が求められております。接続率の向上によりまして使用料金の収入も増えることから、引き続き接続率の向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 車に例えれば、いつまでも新車であればいいのですが、やっと車の返済終わった頃には当然維持管理がプラスになってくるというか、そういうことは実質分かっておりますので、償還終わったからといって、その分が4億円ぐらいのお金が余るかというところを決してそれはないと思います。接続率が100になることを望んで進めていただければなど、そう思います。

1時間もなってしまうましたが、ちょっと最後にもう一点質問します。同じく64ページになります。河川総務費の12節の委託料であります。ここに一番上のほうに河川除草等業務委託料1,360万円、これは前の定例会でも質問した経過がありますが、月光川水害予防組合、解散になるということに伴う予算措置だと思っております。ですから、来年度の令和4年度が町で管理する最初の年になろうかなと、そう思っております。そんな中でちょっと前のことを引っ張り出しましたら、552回の質問の際、地域生活課長のほうにいろいろ質問した経過がありました。そんな中で町の補助金、当時ですか、140万円ありました。そんな中身があったほかに、水害予防組合のほうには当時県の委託金として約200万円ぐらいが交付になっていたとメモしておりましたが、これ見ますと若干増えているようにも感じます、歳入のほうを見ますと。その経過について、増額になったのかどうか質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 県からの委託金260万円のご質問だと思われました。河川の草刈りにつきましては、月光川水害予防組合でこれまで毎年実施しておりました、その事業に対しまして県のほうから河川環境整備委託金として補助をいただいております。令和4年度には月光川水害予防組合が解散となりますので、一般会計にてこれからは河川の草刈り実施していくこととなります。令和元年度までは約200万円の委託金いただいております。そして、令和2年度と令和3年度は約280万円の委託金、月光川水害予防組合のほうでいただいております。令和4年につきましても今年度と同額の委託金見込めるということで、予算のほうには260万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 令和2年度、3年度でしたっけか、280万円ということで、今年度の予算見ると260万円のようにございますが、それは県のほうの割当てで来たのか、それとも町のほうから、悪い言葉で言え

ば下さいということで申し上げたのか、ちょっとその辺はどういう経過なのかお伺いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

毎年度河川の区域図、県のほうに示させまして、面積と単価と一覧表をつけまして県のほうへ要望いたします。その要望額がまず280万円、300万円ということで、予算の範囲内で県のほうで各市町村へ配分となっているようでございます。毎年度予算の範囲内ということですので、必ず280万円、300万円ということで限られた、決まった金額でございませんで、予算の範囲内で県のほうで各市町村へ配分になっているような状況でございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） あくまでも町のほうから下さいと、言い方悪いのですが、これだけの費用かかるので、下さいというような要望をされたということで理解しております。

それで、この予算書を見ますと、1,360万円のうちの経過からいきますと、県委託金が260万円、予算書からです。280万円と答弁ありましたが、私の見間違いでなければ260万円だと思います。それからもう一つ、月光川水系の環境整備補助金ということで290万円、これについては私の集落の脇にもあるのですが、前は部落の管理で草刈りが年中行事のようになっておりましたが、高齢化でなかなか機械を持つ方も非常に体調が優れないということで、業者のほうに委託をしていくようお願いをした経過がございます。そうしますと、私が文教産建常任委員長をしていたときに、よく懇談会あったときに建設業の代表の方から金がこんな単価ばかりでは無理だと、そういうふうに言われたこともございました。それで、前の答弁では一定の段階を踏んで、平米当たり10円から……

（「2円」の声あり）

7番（菅原和幸君） 2円ですか。それずつアップしていくという段階を踏んでいる状況があるようです。そうしますと、新たな歳出、町が負担する額というのは新年度で800万円程度との理解でよろしいか伺います。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

月光川水害予防組合で実施しております河川の草刈り経費の不足分につきましては、一般会計にして平成30年度より補助をしております。草刈り単価につきましては、平成29年度までは1平米当たり10円としておりましたが、人件費、そして燃料代を考慮しまして、2年ごとに2円を上げることで建設業組合さんのほうと確認をさせていただいておまして、平成30年度と令和元年度は1平米当たり12円、令和2年度と令和3年度は1平米当たり14円で単価契約をしております。一般会計からは10円を超えた分を月光川水害予防組合の会計のほうへ補助をしております、令和3年度は290万円となっております。令和4年度、来年度でございますけれども、草刈り経費、一般会計のほうで実施するわけでございますけれども、草刈り経費1,350万円から県委託金二百五、六十万円差し引いた額、1,090万円となりますので、令和3年度と比較しまして800万円の増額となる予定でございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 時間も迫ってまいりました。一応経過等を踏まえて理解をしたところでございます。先ほどの200万円しかなかったものが280万円まで要望してもらったという経過もあるようです。

畠中課長については、一般質問で最後に10番議員も述べておりましたが、今回で退職されるということのようでございます。私もいろいろお世話になった状況がございます。あまり悪い表現ではないと、四字熟語に厚顔無恥ということで、厚い顔で無い恥じるという、決していい言葉ではないのですが、私もいろいろご一緒したときに、この辺の方言でいけばつらつけねぐ出ていく、こういうふうな対応をしていただいたという記憶もございますので、決してあまりいい表現ではないのですが、光り輝く顔ではなくて、厚い顔の畠中課長であったなど、そういうふうに思います。まして、また同じく10番議員が畠中道路ということで申し上げておりました。私と畠中さんの通じる言葉としてもう一本畠中道路がありますので、それも退職されてからも非常に頑張っていたきたいと、そう思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。

委員長（那須正幸君） これで7番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日3月15日午前10時まで延会いたします。

（午後4時09分）